

平成25年12月12日（木曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成25年12月12日（木曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

委員長	山内孝樹君	
副委員長	高橋兼次君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	佐藤宜明君	阿部建君
	山内昇一君	菅原辰雄君
	西條栄福君	後藤清喜君
	三浦清人君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長補佐兼 商工業立地推進係長	千葉啓君

産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 敏 克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三 浦 勝 美

午前10時00分 開会

○委員長（山内孝樹君） ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

産業振興課長が体調不良のため欠席しております。かわりに産業振興課長補佐が出席しております。

さて、本日の特別委員会の進め方ですが、初めに各担当課長より復旧・復興事業の進捗についての説明をいただき、その後現地調査を実施し、現地調査終了後再開し、質疑を行いたいと思います。

早速会議に入りたいと思います。

それでは、復旧・復興事業の進捗についてを議題といたします。各担当課長による説明をお願いいたします。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

それでは、私から病院と総合ケアセンターの計画についてご説明をしたいと思います。

初めに、新しく議員になられた方もいらっしゃいますので、これまでの経過を簡単に報告させていただきます。

初めに、病院でございますけれども、平成24年3月に公立志津川病院の建設基本計画の策定を決定しております。それに基づきまして、同年7月から12月まで6回の計画策定委員会を開催しております。1月に計画の素案が町長のほうに提出されているところでございます。その後、2月1日から2月14日まで、一般の方からのパブリックコメントを募集しております。その結果、2名の方から3件のご意見が寄せられております。うち2件が、透析治療ができる施設を整備すべきという意見でございました。それから、もう1件が、病院の建設場所を小森付近にという意見でございました。これらの意見を踏まえまして、3月27日に素案の策定を終了し、公表しているところでございます。

それから、次に総合ケアセンターでございますけれども、昨年7月に検討委員会を制定いたしまして、7月18日から本年1月10日まで、計6回委員会を開催しております。そして、1月11日に町長のほうに素案の提出がなされておまして、同じく2月1日から2月14日までパブリックコメントの募集を行ったところでございます。総合ケアセンターにつきましては、特に意見はなかったようでございます。その結果、2月21日に整備計画の意思決定が行われており

ます。

それで、建設課といたしまして、これらの計画の設計につきましては、昨年12月21日に契約審査委員会におきまして、設計者の選定につきましては公募型プロポーザル方式とするということをご決定いただいているところでございます。それに基づきまして、本年1月15日、第1回目のプロポーザルの審査委員会を開催しております。審査員は学識経験者3名、行政側2名、それから病院から2名、計7名の審査員の方をお願いをしております。プロポーザルの公募をいたした結果、3月6日締め切りで公募いたしました、9社から提案書の提出がございました。これを受けまして、3月20日第2回目の審査委員会を開催し、9社のうち5社を1次通過者として選定いたしましたところでございます。3月30日に第3回目の審査委員会を開催いたしまして、5社から提案書をもとにプレゼンテーション、それからヒアリングを行い、優秀賞といたしまして岡田新一設計事務所を選定したところでございます。4月に岡田新一設計事務所と委託契約を締結し、作業を進めてまいりました。7月にこの特別委員会でございますけれども、基本計画の中間報告ということを行わせていただいているところでございます。その後、詳細設計の作業に入りまして、今お手元にある図面計画書が今でき上がってきたという状況でございますので、本日内容について説明させていただきます。

それでは、お配りいたしました資料2枚目でございますが、右下に「00」という数字が記載されているページをお開き願いたいと思います。

「はじめに」という表題がついております。今回の設計に当たり、基本的な考え方でございます。1つ目といたしまして、「拠点の形成と連携 健康を育み、いのちを守る計画」「地域の特性を生かし、人にやさしく、将来への対応、防災に配慮した計画」「地域の資源の活用と省エネルギー化対策の徹底と保守管理のし易さの追求」の3つのテーマを掲げております。具体的内容については記載のとおりであります。後の説明と重複する部分もございまして、省略をさせていただきたいと思います。

次に、次のページをお開き願いたいと思います。

病院・総合ケアセンターの建築計画の考え方を10項目記載してございます。後ほどの説明と重複する箇所もありますが、概要を述べさせていただきます。

1つ目、街区全体の計画を見据えた配置ということで、南側に病院、北側に総合ケアセンター、括弧書きになっております。北側に総合ケアセンター、南側に堅固な岩盤の上に病院を配置するという計画でございます。

2、新病院と総合ケアセンターの連携。2階のワンフロアに医療と保健福祉の機能を集中さ

せて、命にかかわるサービスがそれぞれワンストップで受けられるように配置しております。

3、みなさん通り。2つの建物を結ぶ空間で、通常時は人々が集うにぎわいの場として、非常時にはトリアージの場としての利用を想定しております。

4、明快な管理区分と感染対策でございます。病院と総合ケアセンターは、みなさん通りを境に分離され、おのこの業務に支障がないよう対応可能としております。

5、外来患者、ケアセンター利用者によりわかりやすい動線計画。正面入り口を入り、左が病院、右がケアセンターとわかりやすい配置とし、外来診療は回廊式の動線となっていることから、患者にとってわかりやすい構成となっております。

6、一般・療養のケアミックスとしての特徴ある病棟計画。一般・療養病棟とも個室率を40%としております。これは、入院患者のプライバシーの確保やお見舞いの気軽さを実現しております。また、個室化によりベッドコントロールが容易になり、稼働率の向上が見込まれております。

7、災害時の拠点としての機能。みなさん通り、外来待合ホールには、非常用電源、医療ガスの取り出し端子を設置し、災害時のトリアージスペースとしての機能を確保しております。

8、病院経営・運営に貢献する。患者用とスタッフ用の動線を分離し、緊急時の移動や感染対策に配慮しているところでございます。

9、ITC、インフォメーション、コミュニケーションテクノロジーでございます。さまざまな情報システムの導入に対応できるように、施設の整備をしたいというふうに考えております。

10、自然環境を生かし、四季折々の花が咲く潤いのある外構・植栽計画。四季の潤いを感じられるように植栽計画をしたいというふうに考えております。

次に、2ページ目をお開き願いたいと思います。

建築計画概要を記載しております。

初めに、病院計画でございます。延べ床面積が9,663平方メートル、鉄筋コンクリート地上3階建てで免震構造としております。今回、鉄筋コンクリートづくりを選択いたしましたのは、免震構造としたことにより、一定の重量があったほうがより建物の安定が確保できるため鉄筋コンクリートづくりとしております。診療科目は記載の9科目としております。

次に、総合ケアセンターは延べ床面積3,212平方メートル、鉄筋コンクリートづくり地上2階建て耐震構造としております。入居予定部署は記載の6部署になります。

施設の基本方針を1から5まで記載しております。

1つ目、免震構造の採用。地震時の揺れを最小限に抑え、患者、医療従事者、医療機器を守り、病院機能の維持を目指します。

2、外断熱工法の採用。建物躯体の外側に断熱層を設け、外気温の影響を遮断いたします。言いかえれば、魔法瓶のような構造となります。これにより、冬期であれば暖房による熱が躯体に蓄積され、暖房を停止しても緩やかな室温の低下が図られます。逆に、夏につきましても、エアコンを停止しても急激な温度上昇を防ぐことができるということでございます。

3、輻射暖房の採用。人に優しい輻射暖房を採用いたします。

それから、4番としまして、木資源の活用。内装に極力木材を取り入れた設計としております。

5、みなさん通りの活用。病院と保健センターを結ぶシンボリックな空間であり、非常時には緊急受け入れスペースとして活用できるよう、必要な設備を設置いたします。

紙面左側に、敷地の位置図を添付しております。図面上でグレーに着色された箇所が、今回の建築場所になります。敷地面積は約2万9,000平方メートルになります。現地につきましては、役場庁舎の町道を挟んで向かい側の現在造成している箇所になります。

次に、3ページ目をお開き願いたいと思います。

施設の配置図になります。図面の見方でございますが、右側が北の方向になります。敷地上、西側でございますが、町道の東浜中央線が配置しております。

敷地は町道より都市計画道路に囲まれた範囲になり、北側に総合ケアセンター、南側に病院を配置し、敷地は町道の東浜中央線でございますが、縦断勾配に合わせ、ケアセンター側を62メートル、病院側を57.5メートルと、4.5メートルの落差をつけております。62メートルという高さでございますけれども、現在造成工事のダンプトラックが出入りをしております。その後ろに事務所があるわけでございますが、それがほぼ62メートル強の高さがございます。ほぼ、あの位置とっていただければ結構だと思います。このため、病院の2階とケアセンターの1階が同じフロアとなります。

敷地への出入りは北側道路からとし、入り口付近に院外薬局の敷地を確保しております。約300平方メートルで今回確保して入れております。

入り口を入ると、左右に外来駐車場を3カ所、約170台分を確保しております。うち5台は車椅子用対応となっております。また、車椅子専用駐車場から建物メイン入り口までひさしを設置し、雨天時の利用者の利便を図ります。図面ではキャノピーと記載されております。点線で囲まれていると思いますけれども、その部分になります。また、敷地南側に84台を計画して

おりますが、これにつきましては透析室の入り口に近い西側のスペースは透析患者専用とし、残りを職員用というふうに考えております。

4 ページをお開き願いたいと思います。

1 階の平面図になります。

先ほどご説明したとおり、敷地に落差があることから、1 階は病院だけになります。1 階には南から事務室等の管理部門、訪問看護ステーション、給食、薬剤、手術室を計画しております。また、パブリックコメントでご意見をいただいた透析部門を西側に設置しております。また、東西に壁のないピロティを設け、冬期や荒天時にも透析室等への出入り、物品等の搬入がスムーズに行われるよう計画をしております。図面ではサービスヤードと記載された箇所がございます。ここは屋根だけになります。

一方、総合ケアセンター側は基礎部分だけになりますが、右上から左下に斜線で表示された部分がございます。これにつきましては、中水槽、雨水貯水槽となっており、最大2週間分の使用量に当たる392トンの水を常時貯水していくスペースでございます。

次に、5 ページをお開き願いたいと思います。

2 階の平面図になります。

繰り返しになりますが、総合ケアセンターから見れば1 階になりますが、敷地に落差があることから建築上は全て2 階という表示になります。

中央のメイン入り口付近には、自動車、タクシー、バス利用者の乗降場所を確保し、その延長線上に車椅子専用駐車場を確保しております。乗降場所には、先ほど申し上げましたとおりひさしを設けております。なかなか見にくいですが、点線で示した範囲でございます。身障者駐車場から救急入り口も全てカバーしております。

正面入り口から建物に入りますと、みなさん通りを中心に左に病院、右に総合ケアセンターという配置になっております。総合ケアセンターには、保健福祉課、保健センター、地域包括支援センターを配置しております。職員入り口は建物西側になります。エントランス西側には、「集団指導室」という表示をしております介護予防事業実施スペースを設け、エントランスより直接利用できるよう計画をしております。

保健センター機能である健診・研修室は、建物北側に配置しております。北側に検診車を駐車して、利用者は下足を脱ぎ受診することになります。検診車は2台駐車できるよう、それから雨天時を考慮して、やはりひさしを計画しております。

また、相談室を5室設け、相談者のプライバシーの確保を図っております。

次に病院ですが、みなさん通りを經由してエントランスに入り、総合受付となります。外来部門は全て2階に配置し、内科、外科、小児科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻科、歯科口腔外科の9科。さらには、中央処置室、リハビリテーション室、そして放射線検査、検体検査、生体検査といった検査部門を回廊式に配置し、受付から会計まで一筆で描ける動線となっております。救急部門も2階に配置し、専用入り口も計画しております。

6ページをお開き願いたいと思います。

3階部分の平面図になります。

総合ケアセンターは、ボランティアセンターを東側、地域活動センターを北側に配置しております。利用者の利便を考えると、2階部分への配置が理想的ではございますけれども、建築面積が大きくなることから、足腰に不安のない利用者が想定されるボランティアセンター、地域活動センターを3階に配置しております。子育て支援センター、表示では一時保育室となっておりますが、西側に配置しております。園庭を設け簡単な土いじりができるとともに、据え置き型のプール遊びができるように計画をしております。

中央に位置する大会議室は、100人程度できる規模となっておりますが、中会議室としても利用できるよう考慮しスライディングで仕切られる構造としております。また、病院に大会議室がないため、病院関係者の利用も想定しております。このため、病院と総合ケアセンターを結ぶブリッジをみなさん通りに設置しております。

また、病院につきましては、3階は全て病棟になります。中央にスタッフステーション、いわゆるナースステーションを配置し、各病室への動線を短くし、きめ細かな対応が可能となるように配置をしております。一般病棟は西側に40床配置し、4床室を6室、個室が16室となっております。うち、4床室を重篤な患者用としてスタッフステーションの正面に配置しております。また、療養病床は東側に50床配置しております。内訳は、4床室が8室、個室が18室となっております。こちらにつきましても、4床室を重篤な入院者用として一般病棟と同様にスタッフステーションの正面に配置しております。

また、入院患者とお見舞いのご家族の方がともに食事等、談話等ができるように、談話室兼食堂を一般病棟に1カ所、療養病棟に2カ所配置しております。それに加えて、家族の控室としまして、エレベーター付近に控室2カ所を計画しているところでございます。

一般病床と療養病床の区分でございますが、図面上では左端に「Y80」という表示がございます。そのライン上で東と西で全ての機能が分離されるように計画をしております。また、ここに通路が3カ所ございますが、ここに防火扉を設置いたしまして、万が一火災が発生した場

合、寝たきりの患者さんもおりますことから垂直避難が難しいということで、防火扉によりまして水平避難を迅速に行えるように考えております。一旦火災が発生しない側の病棟に一次避難をさせて、それから二次避難をできるように考えているところでございます。

次、7ページ目、その立面図が載っております。上から、東からちょうど真正面、玄関から見た方向でございます。それから、真ん中の左側は北側から正面でございます。それから、右側が南から見た図面でございます。3階部分、窓がたくさんございますが、この部分が病棟の位置でございます。そして、一番下が東から、町道側から見た図面でございます。

それで、建物の下部の分、黒くなっております。これにつきましては、先ほど外断熱だと申し上げました。要はコンクリートの上に断熱材を張りつけるわけでございますが、当然周辺を車が走るということが想定されますので、万が一接触等があった場合、壁そのものが壊れる恐れがございますので、それを保護する意味で断熱材の外側に石を積み上げて、車または人による接触による損傷を防ぐということを考えておりますので、その表示でございます。

次に、8ページ目、それぞれ断面図、建物をそれぞれ輪切りにしたような図面でございます。これを見ますと、基礎の違いがわかると思います。一番上がちょうど真ん中付近で切った絵でございます。病院側、免震ビットということで、そこで免震装置がありまして、要は地下室のような状況がつくられております。一方、ケアセンターにつきましては直接基礎でありますので、地面にそのまま乗っかっているというのがわかるかと思えます。それで、なかなか見にくいのですが、中水・貯水槽というのが基礎の下に見えるかと思えます。これが先ほど申しました水をためておくタンクでございます。

次に、9ページ目でございます。

構造計画概要ということで載せてございます。一番左端の上でございますけれども、それぞれ建物区分を色分けしております。病院部分が赤、それから総合ケアセンターが青でございます。中間に緑でみなさん通りを表示しているところでございます。

その下が地盤のボーリングデータでございまして、N値50という表示がございます。実際は50以上で測定不能ということでございまして、かなり固い岩盤がボーリング結果では得られております。

それから、先ほどから免震機能というお話をさせていただいておりますが、右上の図が免震装置でございます。小さくて見えにくいのですが、要は天然ゴムを積層、重ね合わせた支承といえますか、そのゴムの上に建物を乗つけるということでございます。昔の神社等の建て方と同じでございますが、礎石の上に柱を立てて特に土台がないという建物があると思いま

す。地震のときは、目には見えないですが若干浮き上がって揺れを防ぐという構造になっておりますが、このような大きい建物をそういうことはできませんので、建物と基礎の間にそういうゴムを設けて、地盤の揺れを建物に伝えないというシステムになっております。

10ページ目をお開き願いたいと思います。

設備計画の概要でございます。今回の病院は、病床90床、診療科目9科の比較的コンパクトな病院であります。南三陸地方では、暖房の必要な期間は7カ月、考えても10月中旬から5月中と設定した場合7カ月と長く、冷房期間は逆に6月中旬から9月中旬までと短くなっております。このため、冷暖房設備につきましては暖房に主体を置いた考え方をさせていただいております。

この建物は、先ほど申したとおり、外断熱工法によりまして蓄熱の効果が高い建物となっておりますことから、熱源の多様化と組み合わせにより、ランニングコストと災害時の熱源確保が容易なものとなると考えております。具体の熱源といたしましては、ペレットボイラーの採用を考えております。冬期の暖房はもとより、夏場であっても温水の熱源として利用し、年間を通じた地産地消の蓄熱型のエネルギーを活用したいと思っております。

冬期の暖房でございますけれども、温水ラジエーターの採用、温水パネルを採用し、輻射熱暖房を中心とした暖房方式を考えております。ただ、温度コントロールがなかなかこれだけでは難しいものですから、微妙な温度コントロールは、家庭用エアコンをそれぞれ病床には設置しますので、それで微妙な温度コントロールをしたいというふうに考えております。また、寒冷地対策としまして、コールドドラフト対策、わかりやすく言いますと、壁は外断熱でございますけれども、窓はペアガラスでございます。一般的にそこからの冷気が部屋の中に入ってきます。それが、冷気でございますので部屋の下の方にたまるという現象が起きてまいります。それで、上には暖かい空気がございまして、暖かい空気によって冷たい空気が押し込まれるということで、そういう現象が一般的には生じています。これをファンコイル、天井から温風をふきつけますと、それがますます解消できなくなるということで、その解消のために1つはラジエーターを設ける。それで窓の下でございますので、窓からの冷気をそこで遮断するということが部屋全体を暖めるという考え方をとっております。また、温水によりまして、温水のパイプ、一般的には天井裏に入れるんですが、これを床下に入れた場合、ある意味床暖房という副次的な効果も見込まれることから、今回の温水ラジエーターを採用しているところでございます。

また、夏期につきましては、ヒートポンプエアコンによりまして病室、診察室、事務室等の

冷房を考えております。また、みなさん通りは開放的な空間なので、足元を暖める温水床暖房を採用し、また健診室など衣服を着脱する部屋にも床暖房を採用しております。また、夏期はカーテンウォールなどの大空間でもあり、室内上部に夏期の暖気開放窓を設け、換気により室温の上昇を防ぐ計画でおります。

受電回線は1回線でございます。理想は2回線、2カ所の変電所から受電を受けるというのが防災上有効な手段でございますけれども、残念ながらここは1カ所しか受電はできませんので、その分3日以上非常用発電用の燃料を確保する設備といたしております。太陽光街灯の設置により敷地内の照明を考えております。また、LPガスを利用したコージェネの採用によりまして、病院厨房の電気・温水の活用により災害時の安心を確保しております。コージェネレーション、いわゆるLPガスを利用した発電機でございます。常時は厨房用の燃料として使いますが、非常時には発電機の燃料として使えると。そして、発電機の熱を利用して水を温水に変えるというシステムでございます。

11ページをお開き願いたいと思います。

植栽計画のゾーニングでございます。なかなか、入院患者さんにとりましては、毎日変化のない生活が続くわけでございます。ひとときの潤いということで、四季の移ろいが感じられる植栽計画を考えていきたいというふうに考えております。

12ページ目でございます。

事業継続計画ということで、いわゆる一般にBCPと言われている部分でございます。建築上の特徴をそれぞれ述べさせていただきます。

2番に、建物の耐震計画といたしましては、病院は耐震安全性1類、重要度係数1.5の免震構造、総合ケアセンターは耐震安全度2類、重要度係数1.25の設計といたしております。これによりまして、病院につきましては東日本大震災の地震においても通常の業務の継続が可能となっております。また、総合ケアセンターについても、同規模の地震に対しても構造躯体本体の損傷はなく、家具などの整頓後、業務の継続が可能となります。

以下につきましては、これまで述べたことの繰り返しが記載されております。

それから、13ページ目でございますが、PCBの考え方案ということで、非常時における施設の使用、あくまでもこれは建設課としての案でございます。先ほどからトリアージと言っていますけれども、大規模災害のときはさまざまな負傷者が病院のほうにおいでになると、運び込まれるという状態でございますので、それぞれ4つの区分に分けると。1つ目が赤い区間でございます。最優先治療群と言われる、すぐに手当てをしないとだめと申しますか、必要な方

のエリア。それから、黄色につきましては待機的治療群と言われる部分でございます。けがはしているんですけども、少し時間を置いても大丈夫だという方たち。それから、緑につきましては保留群ということで、かなり軽傷な方で、場合によっては治療をしなくてもいいという方。それから、黒で丸をつけております。残念ながら治療しても回復の見込みがない方、または既に死亡している方。それぞれ区分けをして、それぞれの場所で対応するという考え方でございます。オレンジ色につきましては、その仕分けをするスペースというふうに考えております。敷地全体、それから建物、各階ごとにそれぞれの区分を考えているところでございます。これはあくまで、建設課の1つのたたき台として今回ご提示をしております。詳細につきましては、平成26年度、関係各署と協議を重ねながら決定したいというふうに考えております。

14ページがみなさん通りのイメージ、使われ方のイメージということで載せさせていただいております。平常時の様子ということで真ん中に大きく載せさせていただいております。上のほうに、「売店」という表示がございます。通常時はここに入院患者が入院時に必要な各種用品を販売し、それから簡単な食料、パンとかおにぎりとかそういう販売をできるような売店を設置したいなということで、このスペースを確保しているところでございます。

あと、以下4つほど案を載せておりますけれども、それぞれこういう使い方ができるだろうと。通常時につきましては、診療が終わって受付の前で待つのではなくて、ここのスペースにラウンジ的な利用の仕方が主だと思います。右側の4つは参考までに、こういう使い方もできるという参考図でございます。

15ページに、工程計画、それから各部屋の面積を載せております。

工程計画、現在粗々ではございますけれども、検査を含めると着工から16カ月の工期が必要と考えているところでございます。

16ページ以降がパース図になります。

外壁の色、茶色といいますかそういう色でございます。これにつきましては、杉の肌目をイメージした色としております。これまで、病院といいますと白が多かったわけでございますけれども、なかなか白ということは後々の汚れの問題もございまして、また冷たい印象が持たれますので、ここは木材のイメージということでこの色を採用しております。濃淡は工事に当たりまして、それぞれ協議して決めたいと思っております。それで、窓を白くしております。その理由は、白い部分には必ず人がいると外からわかるようにということで、窓枠は白で囲っている状況でございます。

図面左側に、タンクが2基建っております。これは、ペレットボイラーの貯蔵用タンクでござ

ざいます。

もう少し詳しく申し上げますと、左側、先ほどピロティーと言いました。それぞれ建物の東西に空間がございます。左側につきましては、この奥に透析の部屋がございます。それから、右側につきましては、このピロティーの下に職員用の入り口が設置されております。屋根にはソーラーパネルが設置してありまして、この電源につきましては、売電ではなくてケアセンターの電源として使っていきたいというふうに考えておりまして、それにより契約電力の低減を図りたいというふうに考えております。

17ページが正面から見た図でございます。左側が病院、中央にみなさん通り、それから右側にケアセンターという配置になっております。先ほど、ひさしと言いましたが、バスの絵もございますが、そこに屋根がかかっております。車をおりますとすぐに屋根の下ということで、雨が降っても傘を差さなくても建物の中に入れるという構造でございます。

18ページ目が室内のイメージ図でございます。左側がみなさん通りでございます。構造的には鉄骨を主体とした建物になりますが、鉄骨の上に木材を張り合わせまして、床も木材を使用するというので、一見木造風な建物に仕上げております。それから、右側につきましては4床室のイメージ図でございます。それぞれ可能な限り木材を使用するという手法でございます。

19ページがケアセンター部分のイメージ図でございます。上の図につきましては、みなさん通りから保健福祉課の窓口を見た図でございます。床につきましても、みなさん通りは全て木の床というふうに計画しております。下が保健センター部分の健診・研修室の図でございます。床暖房でございますので、それぞれ地べたに座っても冬期においては寒くないという構造になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、建設課が対応しています漁港事業の現在の状況をお知らせいたしたいと思っております。

ページが振られていなくて大変申しわけございませんが、初めに事故繰越分と表示がある分をお開き願いたいと思っております。ばなな漁港、葦浜漁港、荒砥漁港、水戸辺漁港、津ノ宮漁港と記載している部分でございます。5港につきましては、平成23年度事業の繰り越しとして、いわゆる事故繰越として今現在仕事を進めているところでございます。

まずもって、ばなな漁港からご説明申し上げます。ばなな漁港、それぞれ3地区ございます。上から名足漁港でございますが、現在物揚げ場工事約95%という進捗率でございます。現

場的な作業はほぼ終了いたしまして、現在関係書類の整理をして出来高の確認をしているところでございます。道路、用地につきましては15%ということで、工事そのものが、物揚げ場工事が終了しないと着手できないものですから出来高が15%ということでございまして、これにつきましては2月末に完了予定ということで今進めているところでございます。

それから、中山漁港でございます。物揚げ場95%の出来高ということで、ほぼこれにつきましても現場的には終了しておりまして、現在出来高それから書類のチェックをそれぞれやっているところでございます。護岸につきましては90%。若干まだ工事が、天端部分の仕上げが残っているという状況でございます。道路と用地、これにつきましても物揚げ場と護岸が終了しないと着手できない部分がございますので出来高が低くなっておりますが、2月いっぱい終了予定でございます。

馬場漁港。物揚げ場につきましては既に完成しておりまして、現在道路と用地のかさ上げの工事をしているところでございます。コンクリートの打設があとワンスパン残っておりまして、それが終われば完了ということで進めております。

次に、葦浜漁港でございます。出来高99.5%となっておりますが、大変申しわけございません。100%でございます。修正をお願いしたいと思います。12月9日に完成検査を実施しております。道路、用地でございますけれども、これも同じく物揚げ場が完成しないと着手できない部分がございますので、現在引き続き工事を実施しているところでございます。いずれも2月末で終了予定でございます。

次に、荒砥漁港でございます。物揚げ場につきまして、約90%の出来高ということでございまして、一部工事が残っておりまして、資材がまだ納入されないという状況がございまして、そのため90%となっておりますが、1月末には資材が入るという報告をいただいておりますので、1月には終了するというふうに考えております。それから、道路、用地につきましても、現在仕上げ工事に入っているところでございます。

水戸辺漁港でございます。99.5%、ほぼ現場的には終了しておりますが、出来高のチェックと書類のチェックを今行っているところでございます。道路につきましても同様でございます。

それから、津ノ宮漁港でございます。これも全て99.5%ということで、現場の工事は全て終了いたしております。ただいま出来高の確認と書類の確認をしているところでございます。

裏面をお開き願いたいと思います。

今度は明許繰越の部分でございます。

港漁港でございますが、物揚げ場、防波堤につきまして73%の出来高ということで、今鋭意努力しております、2月末までには完成というふうに今進めているところでございます。

田浦漁港。物揚げ場、約90%の出来高ということで、一部工事が残っておりますが、1月末には資材等も入りますので完了予定ということでございます。引き続き、道路、用地の工事に入りたいと、進めていきたいというふうに考えております。

石浜漁港でございます。物揚げ場2カ所ございますが、それぞれ58%ということで、1つは1月末、それから北側につきましては3月上旬の完成を見込んでいるところでございます。道路、用地につきましては、それらが終了してからということになりますので、3月中旬の完了予定ということで進めております。

稲淵漁港。現在97%、ほぼ現場的には終了しているという状況でございます、現在背後地のかさ上げ工事を実施しております。これにつきましても、2月中には完了予定というふうに進めているところでございます。

館浜漁港でございます。物揚げ場のかさ上げでございますが97%、ほぼ終了しているところでございますが、資材等の関係で一部工事が残っているという状況でございます。道路、用地につきましても、現在鋭意工事を進めているということで、3月中旬の完成を予定しております。

寄木漁港でございますが、物揚げ場87%ということで、まだ少し工事が残っているということで、その影響で背後地の道路、用地のかさ上げ工事が低いということでございますけれども、これにつきましても3月中旬の完成を目指して今、業者のほうと協議をしているところでございます。

次に、細浦漁港でございます。10%の出来高ということでございます。一昨日の一般質問の中でお答えしたとおりでございます、津波の被災により背後地の盛り土が流出して、前面にコンクリート構造物が残っておりまして、それのかさ上げ工事を実施してはりましたが、原因は不明でございますが工事中にそれが転倒したと。それで全て海の中に没したということで、現在、ブロック積みの物揚げでございましたのでそのブロックの回収が終わったというところでございます。

ただ、この復旧工法につきましては、たまたま今回人的な被害がなかったのがございますけれども、まさに偶然と言われても仕方ない状況の中でそういう状態になりました。そのため、工事の安全、それから完成後の安定を検討しなければならないということで、現在その辺の調査をして、調査結果に基づきまして工法等変更があれば変更に対応しながら工事を進めていき

たいと思っておりますので、かなり低い状況でございます。

清水漁港でございます。物揚げ場につきましては、今90%ということで、1月末の完成を予定しているというところでございます。

平磯漁港。物揚げ場につきましても80%、ほぼ終了に近づいているところでございまして、残っておりますのが背後地の道路、用地のかさ上げでございます。船揚げ場につきましては、ほぼ終了しているという状況でございまして、今月末の完成を目指しておるところでございます。

折立漁港でございまして、物揚げ場、それから道路とも今6割程度の出来高ということで、これにつきましても2月末の完了ということで、今進めているところでございます。

滝浜漁港でございますけれども、船揚げ場、防波堤、それぞれ99.5%ということで、現場での工事は既に終了しているところでございまして、現在出来高、それから書類のチェック等を行っているところでございます。

藤浜漁港でございます。物揚げ場、突堤、道路、用地、それぞれ99%以上の出来高ということで、一部資材が届いていない部分とかございましてまだ完成には至っておりませんが、今月末には全て完了する予定でございます。

長清水漁港。防波堤工事98%という出来高で、ほぼ現場的には工事が終了しているということでございます。

寺浜漁港でございます。物揚げ場75%、道路75%でございますが、一部防舷材等の資材がなかなか入手できないということでございまして、防舷材につきましては今月中に入手可能ということになっておりますので、1月中に完成するものというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、引き続きご説明をさせていただきます。

私のほうからは、最初に災害公営住宅の整備目標戸数及び整備検討会の検討状況についてご説明をさせていただきます。資料はA3、白い横長の1枚物でございます。

まず最初にですが、8月から9月にかけて実施いたしました仮申し込みの状況についてご報告させていただきたいと思っております。

災害公営住宅の仮申し込みにつきましては、これまでいろんな形で意向調査というものを実施してきておりますが、入居地区の早期確定とあわせて整備戸数の絞り込みを行うということで行ったものでございます。結果といたしましては、受け付けされた件数が720世帯とな

っております。団地ごとの状況につきましては、左上の表のとおりでございます。入谷地区、柘沢地区、この2地区につきましては、整備予定戸数を上回っている状況でございます。仮申し込みに当たりましては、関係資料につきましては、これまで意向調査等で災害公営住宅の希望を示してきた世帯に郵送したほか、再建方法が検討中である方を含めまして1,360部ほど窓口も含めてお渡しいたしました。仮申し込みをとったような状況でございます。そのほかにも、説明会、個別の相談会、そういったものを開催しつつ、特にこれまでに入居意向を示していた方で未提出の世帯、約267世帯ほどございました。この方々の世帯につきましては職員が直接訪問、あるいは電話等でフォローアップを行った中で回収に努めてきた経緯がございます。

次に、その整備戸数の見直しの関係でございますが、これまでの経緯も含めて表にまとめさせていただきました。左下の表でございます。若干ご説明いたしますと、これまで災害公営住宅の整備戸数等につきましては、平成23年12月に今後の住まいに関する意向調査というものを実施した経緯がございます。その数を踏まえまして、平成24年3月に整備計画というものをまとめさせていただきました。その際、全体の整備目標戸数といたしまして、地区ごとに戸数で1,000戸という目標戸数をまとめた経緯がございます。その後、平成24年7月、いわゆる昨年7月でございますが、災害公営住宅の整備戸数を検討するための意向調査を実施し、入居意向を示した世帯が830ございました。そういったことも踏まえまして、プラス100戸の930戸という整備目標戸数でここまで検討を進めてきたところでございます。

今回の仮申し込みにおきましては、直接手を挙げた方が720世帯という受け付け件数というふうになりましたが、災害公営住宅の性格といいますか、被災者支援としてのいわゆるセーフティネットの役割を担うということも鑑みたく、現時点での全体の整備戸数として770戸というふうに修正をさせていただいているところでございます。

仮申し込みを踏まえまして770戸に対する各地区別、部屋のタイプ別の整備戸数につきましては、右上の表になります。入谷、名足、戸倉、柘沢、伊里前の地区につきましては、それぞれ設計が終わって建築に移行している団地、あるいは設計中の団地ということでの状況になっております。

最後になりますが、ことし6月に設置いたしました災害公営住宅整備検討会の検討状況についてご報告させていただきます。

資料は右下の部分、4番目の部分でございます。

この検討会につきましては、災害公営住宅の本格的な整備に当たりまして、入居方法、ある

いは多様なニーズに対応すべくさまざまな問題点あるいは課題、それについてそれぞれのいろんな立場からご意見をいただくため設置をしたものでございます。委員は6名で構成しております。

検討している事項の代表的な部分についてご説明させていただきますが、最初に希望者が円滑に入居していただくため、入居方法などの検討をいたしております。今回、仮申し込みを受けた上で、これから最終的な住戸決定までの一連の流れについて検討しているところでございます。今回実施いたしました仮申し込みの状況を踏まえ、まずは入居資格があるかどうか、それを審査を行った上で、それぞれの住戸タイプごとの整備目標を上回る入谷、柘沢の2つの地区につきましては、今後抽せんなどによって地区の決定を行っていきます。志津川3地区につきましては、整備箇所が広範囲になるということもございまして、今後詳細な戸数の計画がなされた上で、今度は入居希望者から希望する街区、1つの形成する団地の街区の希望をとった上で、住戸タイプごとの整備目標戸数を上回る街区につきましては同様に抽せんにより街区決定を行っていきたいというふうに考えております。

簡単に例を挙げますと、左下の表で整備戸数より仮申し込みの数が上回っている地区、入谷地区、柘沢地区におきましては、それぞれ上回っている住戸タイプごとに抽せんを行った上で地区決定を行っていくというふうな手順になります。そのほかの地区につきましては、目標戸数、住戸タイプも含めてですが、全て下回っているという状況でありますので、自動的に資格審査を経て地区決定、いわゆる希望地区への入居が可能な状況となるという流れになります。

なお、地区決定あるいは志津川3地区の街区決定に際しましては、整備地区の小学校単位区のかくりの中で地域優先枠を設けるとともに、障害者や高齢者などに配慮すべく福祉優先枠を設けた上で抽せんを行うことになろうかと思っております。

地区の決定、いわゆる8地区でございますが、この決定作業は本年度中に行いたいというふうに思っております。それを踏まえた上で、来年9月ごろには志津川3地区の街区決定というものをさせていただきたいというふうに考えております。最終的には、対象地区、街区の入居が可能となる5カ月前程度に、それぞれ地区、街区決定された世帯から本申し込みをいただいた上で住戸決定につなげていくというふうな流れを想定してございます。いわゆる住戸決定といえますのは、何号棟何階何号室というところまで5カ月前には本申し込みをいただいて決定していくというふうに考えております。

なお、住戸の決定に当たりましては、親戚などとのペア入居、旧行政区単位のグループ入居、ペットとのペット入居、車椅子使用者に配慮した入居方法を検討しているところでござい

ます。

最後になりますが、一番下の部分ですが、多様なニーズに応じた住宅の整備ということでの検討状況でございます。今回の大規模な災害の状況を踏まえまして、災害公営住宅での生活におきましては新たなコミュニティ形成というものが大きな課題であるというふうに認識しております。このような状況を考慮して、コミュニティ形成の核となる集会所の使い方、あるいはあり方、屋外空間の整備について、住民意向を取り入れることを目的とした取り組みや、ペットとの共生や高齢者に配慮した住宅整備のあり方、あるいは災害公営住宅街区等への商業施設導入の方向性などにあわせて検討を進めているところでございます。

まだ検討委員会については検討途中ということでございますが、最終を年を明けまして2月ごろに予定しております。検討した結果につきましては、取りまとめをした上で改めて特別委員会、あるいは議会のほうにお示ししたいというふうに考えております。

ちょっと説明が長くなりますが、続きまして復興事業のスケジュール等について簡単に説明させていただきます。

資料はA3の縦長の資料になります。

当課所管の部分を中心に、まずはお説明させていただきます。左側で防集事業、黄色く着色された部分の範囲が当課の防集事業の所掌範囲の地区となっております。志津川市街地の部分を除きますと全部で25団地でございます。赤く12月のところで縁取りされているのが現在の位置を示してございます。

今回の定例会に追加提案を予定しております⑩番清水団地、⑯の西戸団地、戸倉団地、⑳番の長清水団地、これらにつきましては追加提案ということで、既に入札を終えておりますので、仮契約を済ませている状況でございます。残りますのは、前にもお話をさせていただいておりますが、③の石浜・名足団地でございます。ここにつきましては、用地の取得関係でおおむね合意を得られているような状況でもございますが、隣接者との関係でもう少し調整が必要であるということではございますが、12月中に入札公告、1月に入札を実施したいという目標で鋭意努力させていただいているところでございます。

次に、ピンク色の一番下の部分になります。災害公営住宅でございます。入谷、名足地区につきましては、建築工事に移行しておるということで、戸倉、伊里前につきましては、防集事業とあわせて造成工事に着手または着手予定となっております。柘沢につきましては、民間公募での買い取り譲渡契約をご決定いただいておりますので、現在造成計画の実施設計を行っているところで、年が明けましたら造成工事に移行する予定でございます。あと、志津川3地区

につきましては、病院工区の造成とあわせて、志津川東地区につきましては一部災害公営住宅用地もございますので、造成に着手しているところでございます。中央地区、西地区につきましては、今後市街地整備課のほうで造成を行う中で造成工事に移行していくというふうな状況でございます。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 私のほうから当課で所管しています事業について説明させていただきます。

資料、同じくA3の縦長の整備スケジュールという資料に基づきまして、説明させていただきます。資料の上段、オレンジ色で着色されている土地区画整理事業、あと道路、復興祈念公園、防集（志津川市街地）となっている部分でございます。

まず初めに、区画整理事業についてですが、本年10月16日に県のほうから事業認可をいただき、以後現地工事のほうに着手しております。工事の状況なんです、現在高台、東地区の造成工事で発生しています残土、かさ上げ盛り土の土です。そちらのほうを低地部のほうに運搬しております、現在一部仮置きも含めまして盛り土のほうを始めている状況です。まずは、平成27年の早期まち開きを図るエリアとしまして、十日町、五日町周辺、あとは大森地区の2カ所につきまして優先的に盛り土を行っていかうということで、今後鋭意盛り土を行っていきます。一応、順調にいけば早くて平成26年度中にはその2カ所については、ほぼ造成工事のほうを完了させるべく持っていかうかと考えております。

資料の中の実施設計・換地設計となっている部分ですが、こちらのほうは工事というよりはその土地の部分の換地の作業になります。こちらのほうにつきましては、現在換地のほうの作業、審議等を行っていただく土地区画整理の審議会のほうの立ち上げを現在進めております。具体的に申しますと、定員15名になっているんですが、そのうち12名を地権者、権利を持っている方々の立候補によって選挙で選ぶという手続を行っております。実際、12月15日に選挙を行うべく立候補の受け付けを行っておったのですが、実際12名の定員に対しまして11名の方が立候補していただきまして、結果的に選挙を行わないことで11名の方に対して通知を今後行う予定でおります。12月20日に、選挙に当選された11名の方に当選の通知を行うという事務処理を行います。残り3名につきましては、学識を有する委員ということで町のほうで選定しまして、今承諾を得るべく当たっている最中でありまして。順調に立ち上げ委員が決まっていけば、早ければ1月中旬ぐらいには第1回の区画整理審議会を開催したいというふうに思っております。

次、道路事業なんですけど、これは、東・中央・西高台を結ぶ連絡道路、あとは東地区から低地部のほうへ避難をメインとする高台避難道路ということで位置づけております。こちらにつきましても、さきの臨時議会で事業のほうの業務委託をご承認いただきまして、現在木の伐採等の準備を進めているところであります。

次の復興祈念公園につきましては、こちらについては資料に記載のとおり黄色で着色されていまして、現在まだ事業の手法について国と鋭意やりとりしております。どうしても町が考えている事業手法、自然的土地利用を図るといふ公園の考え方ですが、その事業手法と国との調整がなかなかちょっと難航していまして、具体的に言えば規模が大きいということと、事業費がかなりかかるということについて指摘を受けております。その辺、折り合いがつくところを今国と調整をしながら、何とか年度内、これはもう本当に遅くとも年度内、3月までにはとにかく事業手法を決めまして、関係地権者さん、また議会のほうにご説明させていただきたいと思っております。

一番最後、下段ですが、防集事業について東地区、中央地区、西地区3地区におきまして、これも同様にさきの臨時議会で事業委託に関してご承認いただきまして、現在東地区においてはこの仮設庁舎の道路を挟んだ対面、「東の東」と我々は言っているんですが、病院敷地になるところについては、現在もう造成工事が始まっておりまして、残りの工区につきましても今、中央地区・西地区同様に木の伐採の手続を行っている最中です。早ければ、年明け1月末以降に3地区においても木の伐採のほうを始められればなというふうに現在施工業者のほうと調整しております。

以上です。

○委員長（山内孝樹君） 各担当課長による説明が終了しました。

ここで、現地調査のため、暫時休憩をいたします。

現地調査は25分からいたします。よろしく申し上げます。

午前 11時10分 休憩

午後 2時50分 開議

○委員長（山内孝樹君） 再開いたします。

現地調査、それから各担当課長からの説明に対し、伺いたいことがあれば伺ってください。

後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 現地調査と午前中のご説明の中で若干お伺いしたいことがありますので、ち

よっと何点になるかわからないのですが、簡単な質問だと思いますのでお聞きしたいと思いません。

一番最初の病院の設計図を見ながらのご説明の中で伺いたいのですが、3階の図面の中、6ページで、ご説明の中に「ボランティアセンター」という言葉が出てきたように記憶しているのですが、図面上に「ボランティアセンター」というのがちょっと私は発見できませんで、どこにどういった組織が入っていく予定があるのかということをご説明いただきたいなと思うのが、まず1点目です。

同じく病院で、暖房設備なんですけれども、ペレットなどを使って温水を回して暖房を確保するというご説明がありましたけれども、有事の際、停電した場合にその暖房設備というのが使えるのかどうかということ、今の段階でわかっていればちょっとお伺いしたいな。趣旨としては、先般の東日本大震災のようなことが真冬の時期に起こった場合に、暖房が使えないとそれだけで病状が悪化したりする可能性があるかなと思いますので、その点だけちょっとお伺いしたいと思います。それが2点目。

それから、今度はまた別の課題ですけれども、災害公営住宅の戸数についてですが、先ほど午前中のご説明の中で、入谷と柘沢が現段階でちょっと不足しているというお話がありました。その吸収策というか、どこでどうクッションしていくのかということ、今の段階でもしお考えがあればお伺いしたかったんですが、私が思うに入谷地区の分はその近隣の近くの災害公営住宅であるとかで対応していくというお考えなのかなと思うのですが、入谷に近い場所というのは余り見当たらないということ。それから、柘沢のMタイプのうちが25世帯希望されていて、整備予定が13戸ということで、12世帯を現段階でクッションしていかなければいけないというところがあると思いますので、もちろん個別に対応ということだと思うのですが、現段階で思っていることがあればお伺いしたいというのが3点目です。

まとめて言ってしまっても大丈夫でしょうか。もう1点だけ。現地調査をいたしまして、漁港の設備、大変業者さん、それから頑張ってください、復旧に向かって進んでいるなというのを実感いたしましたけれども、それと同時に、私はきのうの一般質問でもお話しさせていただきましたけれども、余りにきれいになり過ぎるといいますか、ちょっとこれは表現が非常に難しいのですが、漁港や現実日々の生活、なりわいの中で使っていくところというのはきれいに整備していただいて、使いやすいように整備していただくというのは、これは大変重要だと思うのですが、そうではなくて町全体がああ形で覆われてしまうというのは、少し私の中では危惧するところがありまして、きのうの質問の中の震災遺構という話にもちょっと絡んでくる

んですけども、どこかであの震災を忘れないようにするために、全てを覆い隠すのではなくて、どこかでやはりあの記憶を忘れないようにしていくということは重要なのかなというのを改めて感じましたので、これは答弁いただかなくても結構な部分かもわかりませんが、企画課中心に震災遺構のことは考えていらっしゃるということですので、その点を現場を見まして私個人強く感じましたので、一言申し添えておきたいと思います。前段の3点につきましてお答えいただければと思います。

○委員長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、1点目、ボランティアセンターということで、総合ケアセンターの北東側になりますか、一番右の下側になると思うのですが、6ページの右側に多目的室、それから展示・談話室、それから事務室というのがございます。その部分がボランティアセンターというようなことになります。基本的には、震災前に町内のボランティア団体等の事務局、いわゆる社協さんがやっておりましたので、そちらにいわゆる間借りをするような形になると思います。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 停電時の暖房のご質問でございましたので、申し上げたいと思います。

自家発電装置を3日間以上回れるように整備をするということを申し上げておりますけれども、いずれそれに加えて建物自体が蓄熱機能を持っているということもございますので、それらを組み合わせながら復旧するまで対応するような形になると思います。具体的に、その発電機をボイラーに直結して通常のとおり回すとなるとかなり厳しい分があると思いますけれども、なるべくそういうやりとりをしながら運転をするという状態だと思えます。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 入谷住宅、あと柘沢住宅の戸数が多くなっている部分の考え方についてということでございますが、これまでの経緯を申し上げますと、入谷地区の整備戸数につきましては、昨年7月に入谷地区の希望の方ということで意向調査をかけた経緯がございます。それで、そのときに出された戸数を今現在の整備戸数というふうにしておりまして、その後の意向が入谷に希望されたということで数を上回っているというふうな状況かと思えます。

入谷地区の災害公営住宅につきましては、小学校単位区からすれば志津川小学校単位区の方々が地域優先として入るわけでございますが、当然入谷地区にという昨年の意向を踏まえて

スピード感をもって取り組んだ住宅でございますので、6戸の入られないという部分については、昨年の意向調査のもとに志津川の東地区であるとか、中央地区、あとは西地区、その中にまた戻っていただくというのはおかしいですけれども、そういう本来の意向の中で対応していくというふうな形になろうと思います。ですので、入谷地区につきましては説明会、あと仮申し込みの案内のときにも住民の方々にご説明させていただきましたが、昨年度の意向をもとにやっているということで、昨年の意向が優先されるということでご了承をいただいているところでございます。

それと、柘沢地区につきましては、昨年度行いました意向調査の際は実はまだ候補地として示しておりませんでした。その後、「柘沢地区の一部に災害公営住宅を建てられる用地を協力してもいい」というお話があつて出てきたのが経緯でございます。その中で柘沢地区、これ以上の土地の余力という部分は実はございませんで、今仮設住宅が建っているところなどは民間の住宅団地の開発計画もございまして、20戸相当が限界であるという状況でございます。ただ、伊里前と名足地区を見ていただいてわかるかと思うのですが、やはりその両地区から柘沢地区に意向が流れてきているという状況でございますので、本来名足あるいは伊里前に昨年度あたりでは希望していた方々は、そちらのほうに抽せんから漏れた際は戻っていただくような形になるのかなというふうに思います。その受け皿の数としては確保してございます。

○委員長（山内孝樹君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 暖房の件だけもう1点。済みません、私は資料だけを読んで質問させていただいているので若干知識が不足している部分もあるかと思うのですが、ボイラーをペレット焚きであるとか灯油焚きをしているというのは、ある種停電に対する備えもあつたりするのかなと勝手に推測してしまった部分があるので、そういったなりようはちょっとできないという捉え方でよろしいですか。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ボイラーそのものは、多分停電でもある程度燃焼はできますけれども、ペレットを置いているところからボイラーまで燃料、ペレットを送り込まなければならないのですけれども、それはどうしても電力を使って送り込むというシステムになっておりますので、全く電気がないと、機械の中に送り込んだ分は燃焼できますけれどもサイロの中にある分がボイラーまで届かないという状況になりますので、一定の電源は必要になると。それで、時期にもよるとは思うのですが、自家発電で発電した電気を、厳冬期であればそれを優先的にボイラーのほうに、大した電力じゃないんですけれども、切りかえて稼働できるようにすると

か、そういう操作が必要になってくるのかなと思います。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点だけご質問しますけれども、桜沢の一戸建てのところでは、きょうも見てきたわけなんですけれども、道路からは入りやすい、国道からは入りやすいんですけれども、北側斜面になっているんです、みんな。そして、さらに段々になって、一番手前のうちなんか道路から何メートルしか下がっていないんですけれども、日照条件はどうなのかなと。先ほど、畑とか戸建ての分は、畑とか花壇とか高齢者の人が入ってもいいようにそういうスペースもとるというお話だったんですけれども、60坪ですか、そういう中で場所、スペースがあるんですけれども、果たしてそういう光、日照条件が当たって作物だとか花とかが育つ条件なのかなというところが危惧されるんですけれども、その辺は大丈夫なんでしょうか。お伺いたします。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 本来、住まいとしての日当たりを考慮して考えているということはおっしゃいますが、その作物という部分についても、きょう現地調査の際は日が陰っていたと思うのですが、午前中の日当たりが確かに悪いという懸念がございます。進入路の左側に杉林がございますが、あそこについては今後戸建て住宅を実際に建てながら、地権者の了承も得られておりますので、適時伐採をしていくということで日当たりは確保していきたいなというふうに考えております。

○委員長（山内孝樹君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 これから住む人たちが安心して住めるような環境にさせていただけると、入居の人たちも喜んで入れるのですけれども、入ってみて、あそこにまたうちが建つとさらに日照条件が悪くなってくるんですよね。そういう中で、ここは夏場が三、四カ月、冬場はやっぱり7カ月ぐらいということで、暖房をたかなければならない季節が多いわけですよね。そうした場合、日照条件というのはすごく生活してみるとウエートが高いんですよ。日中だけでも、高齢者の人というと、勤労の人は昼間はいないからいいんですけれども、高齢者の人が入った場合なんか四六時中うちにいる時間が長いとなると、日当たりをすごく求めているんです。そういうところも考慮した住宅というものも考えていただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 地形上の制約という部分、地理的な制約という部分もございましてあのような形になってございますが、いずれ南側、北側に向かって下がってくるとい

う、どちらかという日照条件としては非常に厳しい部分では確かにあるかと思えます。

ただ、まるっきり日が当たらないということではございませんで、一定の日照条件は確保されているという部分でございますので、かえって東側の杉林の部分からもう少し日が当たるような考え方をもって、杉林の伐採という部分を、建てながらあわせる形で伐採していくというふうな形で日照条件を確保していきたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 これからそういう面も考慮して、例えば自分のうちをつくらなくなったなら、第一にやっぱり日照条件が条件の1つになると思うんですね。そういうことを酌み取りながら、これからの場所選定に当たっていただきたいと思えます。以上、終わります。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 発言をさせていただきます。

入谷の造成地を伺いました。各区割りごとにコンクリートで境がきちんとなされておりました。私はちょっと、私たちの地区の人たちからちょっとこういう話を聞きましたのでお伺いしたいのですが、例えばこれから造成する土地でございますけれども、全部平坦地であって境界のつけやすい条件の中での大きさは100坪という土地の区割りが出るかと思っておりますが、山のいろんな条件の中で高低差が出るわけでございます。その中で、例えば50センチメートルの上と下の土地の違いがあった場合、その境の部分について、コンクリートでなくそのままの土を押しした状態でその100坪を渡されるのか、それともコンクリートあるいはそれ以外のものでその境界をきちんとして渡されるのか、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 恐らく、防災集団移転事業の宅地の造成の部分をご質問なのかというふうに思えます。

それぞれ、段差のつく団地もありますし、フラットでいける部分を持っている団地もございます。ただ、段差を行政側で50センチメートルなりなんなりをコンクリートの擁壁であるとか、そういった部分は各そこに入る方々がどういう土地利用をするかによってかなり考え方も変わってきますので、行政側としてその部分を埋めるように擁壁をつくるのか、そういった部分は全般的に考えてはございません。

ただ、1メートル何十センチメートルだかちょっと忘れちゃったけれども、そういった部分については、一定の高低差が見受けられる部分については擁壁をつくる団地もございます。一般的に、30センチメートルであるとか、50センチメートルであるとかという部分は、擁壁を構築

しなくても通常に維持管理ができる宅盤であるということで、そういった部分については行政側としては擁壁を構築するとかそういった部分は考えてはございません。

○委員長（山内孝樹君） 村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 私が懸念しておりますのは、皆、抽せんになるかどうかちよつとそれはわかりませんが、そういう場合平らなところに、そういう境界をつけやすい場所に当たった人はいいんですけれども、経費が少なく済みます。そして、例えば70センチメートルとか80センチメートルの1メートルに満たない、そういう擁壁を敷かなくてもいいような条件の中で、その土地が抽せん当たった人にとっては100坪という土地が目減りするわけでございますし、例えばそれをお互いが話し合つて、じゃあそこに擁壁をつくりましょうという話ができればいいんですけれども、お互いそういう経済的な面とかいろんな面でできなかったと。そして、やはり今騒いでおりますが、中国とか韓国とかと日本が今、領海、いろんな線引きで争っておりますが、私たちの歴史の中でも一番コミュニティーを壊しているのが境界でございます。そういう中で、やはりその境界がきちんとできていないということは、将来何かあったときに騒ぎの種になる。きちんとしなければいけない部分だと思うんですよ。

それで、やはりもしそういう平らなところが当たらないで、そういうところが当たった人たちには、土地の価格とかいろんな面での差が出ないとまたいろいろな問題が出ますし、ただ単に100坪しか、しかと言えちよつと失礼な話なんですけど、それだけの土地の中でうちを建てたりしなければいけないというそういう環境の中で、そういう土地、やはり不割な土地が当たった人には大変不満の種になるんじゃないかと思えます。それで、やはりその造成のときに、例えば逆に1メートルの高さにして下は高低差のない土地にするとか、そういう工夫はできないのでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それは各団地によって、その状況によって、ちよつと違う部分がありますので一概に言えませんけれども、小さい団地、戸数が少ない団地などでは、もう造成設計の段階で誰がどこに入るかといったような合意形成までなされているところもございまして、それ以外のそこまで決まっていなくてスタートする部分もございまして。事前に、誰がどこに入って私はここという形で、協力できる部分は協力いたしますけれども、個人の要望を100%かなえるという部分については、地形上も非常に難しいのかなというふうに思っています。

ただ、境界の部分につきましては、いずれ団地の造成が終わり、その後確定測量、いわゆる

各区割りの測量をさせていただきますので、その中でくいを打ったりとか、境界ぐいを打ったりとかして一定の登記上の境界は明らかにされることになりますので、その部分でちょっとめるといふ部分は想定はしてございませんが、いずれ目に見える形で境界はくい等で表示されますので、その辺はご理解いただきたいなというふうに思います。

○委員長（山内孝樹君） 村岡賢一委員。

○村岡賢一委員 制度的に無理だということではあるかと思いますが、何度も申し上げますけれども、やはりそういうものは後世にやっぱり問題を残さないという作り方をするのが、最初から私たち人間が持っている知恵を出してやるべきものだと考えております。そういう意味で、さっきも言ったように調整の時点で、極端に言えば例えばあと10センチメートルでそういう基準にならなかったとか、そういうような作り方をなるべく避けて、なるべく住む人が負担にならない、そういう工夫をするということが私は望まれると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それはケース・バイ・ケースであるという前提論のもとでお話しさせていただきますけれども、団地の造成のスピード感と個人の区画が決まるスピード感が各それぞれ団地ごとによって違います。そういった中で、どこまで行政側で設計に反映できるかというのは非常に難しいものがあるかと思えます。

ただ、私どもも、なかなか始まる前は、紙の上で「こういったような区画になりますよ」という説明をするんですが、実際に住民側がどこまで理解ができているのかという部分については、非常に危惧をしております。今も造成の終盤を迎えている団地もそうなんですが、入居予定者につきましては、紙だけの判断じゃなくて、現場でどういう形になるとか、そういう説明責任をしっかりと果たしていきながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 6番今野です。3件ほど伺います。

病院の関係なんですけれども、電源で太陽光パネルを利用するということがあったんですが、きょう現地調査で行きましたら、結構海からのほうの風が当たるみたいなので、以前、情報としては、太陽光パネルというのは塩に弱いということを知っていたものですから、ただ最新というか最近のパネルはどういったものなのか。実は、けさも私は店の前をちょっと犬と散歩に行ったら、太陽光パネル屋さんみたいなトラックが何台も町のほうに向かって通って

いったんですけれども、もしその状況がわかるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

あと2点目なんですけれども、けさこの予定図というかを見させてもらって、1点、外壁の下の部分を何か守るために石のようなもので覆うという説明があったんですけれども、私がちよっと今思うには、デザインの的に病院内部も木材を結構豊富に使ったという説明があったものですから、経年変化しても味のあるような木質での保護ガードというかを検討できないものかと思いましたので、お聞きしたいと思います。

あと3点目なんですけれども、漁港のスケジュールなんですけど、これはスケジュールとは関係なく、私も久々にこういった席に立たせていただいて、今資料がなければ後でもよろしいんですけれども、各漁港で船の利用数というか、漁業を営んでいる戸数というんですか、もしこの場でわかるようでしたら全部の漁港のやつを知りたいと思うんですが、そこをお願いします。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、3点ございましたので1つずつ。

1点目、ソーラーパネルでございますけれども、風の影響、それから塩害についてどうかということでございましたが、当然設置するに当たりましては、風につきましては影響のないようにそれぞれ設置をしたいというふうに考えています。ただ、塩害については、なかなかこの辺に導入されてまだ歴史も浅いものですから、これは私もちよっとまだどういう影響があるかとかというのは、なかなかこの場ではお話しできない状態でございますので、これはまだ設置までに時間がございますので、いろんなメーカーの話を聞きながら対応を考えていきたいというふうに思っています。

それから、車の接触による破損を防ぐために石を張るというお話、石を積むのですけれども、張るということで、「そうじゃなくて木質で」ということでしたが、工法的にはコンクリートに、簡単に言えば発泡スチロールを張るというイメージなんです。その上に木の板とかを張るというのはなかなか難しい。難しいというよりも、多分ほとんど無理だと思っています。それで、石を張る場合も、壁から離して別の構造物として実はやろうということでおりまして、もし木質ということになりますと、多分板塀を並べるというイメージなのかなというふうに考えていますので、ここはご提案はご提案としてお聞きしたいとは思いますが、実際車が接触した場合の影響が本体まで行かないようにしなければならぬものですから、木ではちよっとかなりの大きい断面が必要だと思っていますので、かなりこれは難しい

かと思っております。

それから、漁港に関して、船の利用数ということでございますけれども、被災前であれば構成調査等で船の隻数は押さえてあるんですけれども、それぞれ被災をして従前のおり船が多分復旧していないと思います。こちらとしても、そこまでまだ調査が行き届いておりませんので、現状でどのくらいあるかということにつきましては、資料そのものがないという状況でございますので、建設課とすれば捉えていないと。産業振興課のほうでわかるようなので、かわります。

○委員長（山内孝樹君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐兼商工業立地推進係長（千葉 啓君） それでは、漁船数ということでしたのでお答えいたします。

大変申しわけないのですが、各漁港での漁船数という数字に関しましては今資料を持ち合わせておりませんけれども、平成25年度11月現在の志津川支所及び歌津支所、それぞれの漁船数という数字でございますれば今手元でございますので説明申し上げます。

まず、志津川支所での漁船数ですけれども、震災前が1,075隻、震災後が664隻。歌津支所管内でございますと、震災前が1,110隻、11月末現在だと629隻ということで、合計現在数が1,293隻ということでございます。復旧率に関しましては59%でございます。

ただ、この復旧が震災前の100%になるかということ、そうではございませんので、恐らく高齢化ですとか、あとは後継者がいない漁家の方に関しましては、船は改めてつくりたくないというふうなことでございますので、これが100%に近づけばよろしいんですけれども、今後余りふえる見込みというのは余り考えられないのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 太陽光パネルの件はわかりました。

そこで、外壁の部分なんですけれども、さっき課長の説明ですと、何か車が故意にぶつかるようでしたら多分石とかなんかでもいいんでしょうけれども、そういうことというのは余りないとは思っているので、そして壁との距離というかすき間もあるというので、何らかの形で岡田設計さんあたりと検討すればいい案が出るんじゃないかと思うんですけれども。

私はなぜこのようなことを申しましたかと申しますと、せっかく植栽計画とか立派にする形で計画を見させてもらったので、そこで病院本体というか建物もそういった木質のやつですと経年変化してから味の出ると言ったらおかしいんですけれども、より一層病気で来た患者さんがなごめるような、なごめるというのも変な言い方なんですけれども、いい感じで使え

るようになるんじゃないかと思いました。ちなみに、その木質は何も台湾から黒檀を輸入してつくれとは申しませんが、何らかの形でできるんじゃないかと私は思いますので、ひとつ検討のほどをお願いしたいと思います。

あと漁港に関しては、私がこういったことをお聞きしたのは、漁港の工事はいっぱいお金がかかるものですから、例えば震災を機に漁業をやめてしまうという方も出てきたと思うので、それで小さな漁港ですと、それこそ少ない人数で使うとなった場合はその対費用効果というんですか、そういったものを見ると、利便性は若干なくなるにしろ将来的な統合とかそういったことも必要なのかなと思って、そういった質問をさせていただきました。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 保護材でございますけれども、基本的にはわざとぶつかる方は多分いらっしゃらないと思うのですが、ただ同じ免許を持っていても運転技術はさまざまでございますので、いずれそういうことも含めて考えていかざるを得ないというふうに考えております。木質、それから石、耐久度を考えれば、いずれ石、天然石のほうがはるかに耐用年数が長いわけでございますので、できれば今回かなりの費用をかけて建てるものですから、維持費、ランニングコストが余りかからないような方法を採用したいというふうに考えております。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、外壁の件にかんして一言だけ。ランニングコスト等は、私は余りかからないと思うんですけれども。逆に外壁等も何か普通の白じゃなくて木に近い色を使ったという、そういう意味合いも思ってたのこの質問でしたので、課長どうか、しつこいようですが、それでも十分検討のほどをお願いしたいと思います。質問を終わります。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 7番です。病院の関係から質問したいと思います。

平成27年度開業のこの計画の中で、9診療科あるわけでありましたが、このような医師の関係は難しく、余り知識がないんですが、担当医といいますか専門医といいますか、この9科目の中で現在の医師のスタッフで対応できるのかどうかと、そこを1点。

それから、この設計図を見まして、6ページの3階の平面図であります。病院の3階からケアセンターの2階ということになるんですか、これ。ここに吹き抜けの間のブリッジ、これは通路だろうと思うんですが、これが1本あるわけですが、これは1本なんですか。1本で大丈夫なんですかね、何かの場合です。

それと、大分前にこの病院の関係でドクターヘリなんていうような質問も出された方もおったようでございますが、これに対する考え方。また、応用、その対応、整備といえますか、そういうものはどうなっておるのか。どのように考えておるのか、その辺。

それから、たくさんあるんですが抜粋して。漁港関係です。明許繰越分の寄木漁港、道路が3月中旬完了の予定であります。この道路というものは、漁港のどの辺あたりまで完了するのか。震災前は水門の後ろですか、あれを通常使っておったわけでございますが、あれが破壊されてまだ手つかずというようなことで、住民が大変不便をしております。仕事の進みと申しますか、そういう仕事でも支障が出ているようでございますが、その辺あたりの内容をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院の診療科の関係でございますけれども、今のところ9科ということで、現在も9科で行っております、9科のうちの常勤科というのが内科、外科。それと、整形のほうは、今医院長が11月にちょっと体調を悪くしてやめられたもので今非常勤というふうになっておりますけれども、それを除くと歯科ということで、3科が今のところ常勤科でやっております。そのほかの6科については非常勤科なものですから、非常勤で毎週月曜日に来る先生もいれば、火曜日に来る先生もいるということで、診療科については1個ずつ整備している、置いてある機材も違いますので。そういう格好で9科の診療室を持っています。それで、内科については1室ではなくて、今のところ4室使う予定にしまして、部屋にすると外来の部屋が普通の9科プラス3くらいになってまして、11か12診療室があるという格好になっております。

それで、ドクターがどうなんだということでございますけれども、現在のところではメディカルバンクのほうから内科の先生が3人来てもらっていますので、内科の先生が今のところ常勤科が2人いますので5人いますし、外科の先生も今2人という格好で、7人の先生が常勤でいると。そのほかの先生については、現在も非常勤で回っているという状況でございます。その内容について、新築になったときにそれがどうなるかということ、今のドクター、メディカル・メガバンクで3名送ってくれていることがいつまで続くかという問題があるんですけれども、現在のところではずっと応援いただくような話で進めておりますので、常勤の先生であれば普通、私が考えるのは今、週1回の当直ができるような体制を常勤科でつくりたいというふうに考えていますので、それを考えると7名の先生がいないとちょっと、週1回ずつの当直じゃなくて、週2回、3回というふうになるので、そういう人数になるかと思

います。だから現在の人数でいくと、今7名常勤がいるので回っていくのかなというふうに考えています。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって、6ページにあります3階部分のブリッジでございますけれども、ケアセンターと病院を結ぶ廊下が当然必要になるわけでございますが、今ケアセンター側にある廊下が1カ所でございます。そのために1カ所としている部分もございますし、それにここは入院病棟ということで、片やケアセンターは普通の一般の方が来ると。普通、入院病棟に誰彼構わず出入りをすると、これは好ましいことではないと。ある程度管理をしなければならないということですから、余り入り口をたくさんつくるといふわけにはいかないと思います。当然、感染症等の問題がありますので、一定のインフルエンザとかそういうのはやりの場合にはここは閉鎖せざるを得ないという状況になりますので、今のところ1カ所ということでございます。

○委員長（山内孝樹君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 失礼いたしました。ドクターヘリ関係があったので。ドクターヘリ関係につきましては、今のところは県のほうで災害のヘリを持っているということと、あと現在町のほうで、NPO法人のオールラウンドヘリコプターというところが気仙沼に本拠を持っているんですけれども、そこと町が今契約をしております、そのヘリコプターも使えるという内容になっております。

ただ、今のところその落ちるところがないので、その辺は今後、今なかなかその場所の確保が難しいということで、これからいろいろ災害等の関係でつくっていかなければいけない。現在のところ、オールラウンドヘリコプターにつきましては、とりあえずはその近郊におけるような場所を今確保していくという内容になっておりますので、ただそれだけでは足りないもので、大体災害のほうとこれからいろいろとヘリコプターの発着場については、その辺と同じような考え方をもって協議していきたいというふうに考えています。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1個抜けておりました。寄木漁港の道路の復旧範囲というご質問がございました。

今発注しておりますのは、船揚げ場がございました。船揚げ場の奥側から防波堤の間までのいわゆる物揚げ場の背後地をかさ上げする関係で道路復旧する部分でございます。ご質問のありました河川の部分の橋梁は含まれていない状況でございます。

○委員長（山内孝樹君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 まず最初の質問からですが、その9診療科で7人の常勤医で回していくと。それからメディカルセンターから3人。メディカルセンターから3人もらって7人ということですか。ということになりますと、近い将来設置といいますか、設備の計画もしている透析、そういう部門も入ってくるわけですよ。これはあくまでも医師を確保してからというのが前提になろうかと思いますが、新しくできる病院、町民は全ての科が毎日診療していただきたい、こう願っているわけですよ。これもあくまでもその担当医が整わないとできないことではありますが、住民としては水曜日に眼科があり、木曜日に例えば泌尿器科があったとかということは、もう大分前から批判しているわけですよ。ですから、いろんな手だてで応援をいただきながら全科目毎日診療ができるような、そのような体制に今回これを機会に持っていくべきであろうなと思っております。せっかく台湾から大金をもらって建てるわけですから、やはりそれに応えるためにも、住民が喜んで通える病院内容にしないと、これはどうもはなむけにならないのかなと、そんなところを考えるわけでございます。ぜひ、これまでも頑張ってきたんだらうとは思いますが、さらに頑張ってくださいたいなと、そう思います。

それから、3階の平面図、ブリッジであります、確かに病棟への配慮ということもありますが、また逆に何かあった場合に、これは通路1本で対応できるのかなというようなことを懸念するもので先ほど聞いたわけでございます。病棟への配慮をしながら、もう1本ぐらいつけておいたほうが後々に、何といいますか、問題が起きないのかなと。ある程度緊急時にはクリアもしやすいのかなと。そんなところを考えているわけでございます。ぜひ今後、これからの変更が難しいのかなとは思いますが、考えてみてやったほうがいいんじゃないかなと思います。

それから、漁港のほうについて、河川の分が含まれていないということではありますが、河川の分はいつごろになるか、今のところ計画はどうなっているのか。その辺あたりお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 9科全てを常勤でという、毎日の診療体制という内容でございますけれども、ドクターの確保というか招聘ができれば常勤で毎日回すことは可能なんですけれども、今までもドクターの招聘につきましては大学等にお願いしながら進めてきているわけですが、なかなか今眼科、耳鼻科、小児科につきましても、ほかの非常

勤科につきましても、ドクターが毎日診療しているという内容はなかなか難しく、佐沼病院、近隣の病院でもそういう状況にあるという内容でございます。

高橋委員がおっしゃるとおり、安心して生活するためには毎日診療していければいいというのは十分承知しております。それについては、ある程度これからドクター招聘に向けて努力していく必要があるのかなというふうには考えていますので、その辺はいろいろと招聘に向けて努力を重ねてまいりたいというふうに思います。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目のブリッジの追加でございますけれども、実は基本設計を見ていただくとわかるんですが、多分その時点ではなかった部分でございます。それで、課内でもここに設けるか設けないか、かなり議論させていただいて、計画では大会議室等を病院側でも使うんだと。そうした場合に、2階までおりて、また上がってきて行くのかと。いずれ感染症とかいろんな問題があるので、できれば病院から一般の方と接触しないような形で会議室に向かうものが必要だということで、1カ所後で追加したものでございまして、これからまたもう1カ所ということになりますと、部屋割りそのものを変えていかなければならないという作業になりますので、そこは難しいといえますか、かなりできないほうの可能性が強いなというふうに考えております。

それから、河川の施工時期でございますけれども、この後漁港の復旧工事の工事請負契約の議案を提出させていただく予定になっております。その中に寄木漁港の復旧工事も含まれております。契約締結後に、改めまして業者のほうと施工計画の打ち合わせをしていきながら、時期の確定をさせていただきたいと思っています。

前々からこの件につきましては、地元のほうからもご意見はいただいています。その施工時期がはっきりした段階で、もし時間があくようであれば、何か別な方法で当面の間対応できるような方法を考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番です。災害公営住宅の整備関係で2点ほどお伺いしたいと思います。

最後の「多様なニーズに応えた住宅の整備」という形の中で、最終下段ですが「商業施設の導入」という形がございます。それで、「ニーズを踏まえた導入のあり方を検討」ということとございますが、もう少し具体的にどういうものを想定したらいいのかちょっとお伺いしたいと。それが1点です。

それから、整備戸数の見直しという部分でございますが、志津川西の分でございますが、仮

申し込みの段階で戸建てが8戸申し込みがあると。それに対して整備戸数、案でございましょうがゼロというふうな数字になってございます。この辺のいきさつというか、経緯をご説明願います。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、1点目の商業施設の導入についての検討状況についてということでございますが、これまで志津川のまちづくり協議会等で災害公営住宅入居者の利便性を考慮して、公営住宅の1階部分という想定だと思っておりますが、そういったところに商業施設をとという住民側としてのニーズがかなりございました。そういったことを踏まえまして、商工会のほうとアンケートをとりながら希望をとったりとか、我々のほうといたしましては商業施設部分はどうしても単独の整備事業費の部分になりますので、当然入居者から家賃をもらう必要もあるということで、中に入ればどれぐらいのテナント料として必要となってくるのか。そういった検討をしているところでございます。

まだ、商工会のアンケートでは3事業者が公営住宅の下であれ、あるいはその付近へ飛び出す形なり、併設という形で商業施設として意向を示しているという状況でございますけれども、ただその家賃がどれぐらいなんだという部分は解決しておらず、今後不動産鑑定士に委託をしてございますので、その結果をもとにもう一度商工会に対して想定家賃を示した上で、いわゆる事業性の問題もございますので、そういったところのすり合わせを今後もやっていくということでございます。

それと、志津川西地区でございますが、災害公営住宅だけじゃなくて、西地区の集団移転事業との全体のフレームのあり方という部分で、現在はスペース的にも戸建てについてはゼロという形にしております。

ただ、この整備戸数も含めてなんですけど、全体が今後ものがちがちでやっていくのかということではございません。現段階としての全体の目標戸数であるという捉え方をしております。当然戸建ての部分についても、年が明けましたら志津川の防集の部分の個別の面談会をやっていく中で、またフレームが動いてくると思います。そのフレームの中で、戸建てが西地区に対しても当然要望がありますので、建てられないかどうかという検討は今後はやっていくということでございます。ただ、現在のフレーム上では非常に難しいというふうな状況でございます。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 これからの問題ということなんでしょうけれども、もちろん、例えば東、中

央、比較的大規模な集合住宅の導入ということを想定しているんでしょうけれども、こういう形がなし得れば、非常に居住住民にとっては相当の利便性というかそういうものが発生するというので、ぜひ検討していただきたいし、その場合に、町の単独整備ということの場合、いわゆる居住者、入居者の家賃にはね返ってくることはないわけですか。了解しました。ぜひ、これから検討ということで、来年の2月ころまでには結論を出すということでございますが、ぜひそういう前向きな姿勢で検討願いたいと。

それから、西地区の災害公営住宅の整備戸数でございますが、8名希望はあるんですね。希望者があるんですね。そうすると、その経緯は私もわかっておりますので、スペースの問題なんだろうというふうに思うわけでございますが、その8人の方々の希望が、あるいは東、中央と振りかえられる可能性もあるんでしょうけれども、そういう形は聞き取りの段階でもう1回確認するのでございましょうが、できれば地域コミュニティーという観点から申し上げれば、やはり地域の連中と一緒にそういう戸建ての住宅に住みたいなという思いがあるんでしょうから、なるべくこれから……、設計は固まったんですか。これから設計ということになるんでしょうから、なるべくそういうスペースを調整のもとに希望がかなうような方向で検討願いたいというふうに思います。以上で終わります。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。山内昇一委員。

○山内昇一委員 今回、午前中、病院という敷地を工事中だったんですけども見せられて、とてもいい環境で、私もこっちからは大分毎日のように見ているんですが、行ってみて広々として、今回の建物は免震構造ということで安心・安全といいますか、まさに理想のあれだということで、未来につながる建築ということで設計は大変いいと思います。

そして、地方医療に病院としての機能は十分に果たせるとは思いますが、特に先ほども同僚議員がお話ししましたが、壁の色を木材のカラーに統一するといったことは、やはり私が常がね言っていますように癒やし効果といいますかそういったことがあるので、セラピー効果ですかね、これはそういったことで大変いいなと思っておるところでございます。

ただ、さっき質問した方がおられました、ペレットストーブあるいはペレットのバーナーの稼働について、私もちょっと思ったんですが、いわゆる「停電時とか、あるいはそういった災害のときどうなんだ」みたいな話だったんですが、それはソーラーの発電、あるいは蓄電池、あるいはLPGの発電ということもお話ししたようですが、これはそういったことで十分対応できる話ではないかなと私は思っているんです。大した電力は消費しないシステムだと思います。というのは、私のうちでも小さなペレットを使っていますが、ほとんど電気

なんて、ファンヒーターみたいな電力の消費ではないので、今回入れるのは相当大型ですからそれは違うと思いますが、その辺どうなのか1点お願いします。

それから、入谷の災害公営住宅を見ました。工事中はなかなか見学できなかったんですが、きょう行って見せられ、説明を受けたわけなのですが、整然と整地された中に戸建てあるいは複合住宅が建設されるということはとてもいいと思います。ただ、周りを見ますと、先ほど同僚議員もお話ししていましたように、日当たりといった点ではまだ杉の木が立っております。ただ、私が見ましたら鉢巻き、ひもが巻きついてあるのは、あれは伐採するのかどうか、その辺。ただ、あそこは前もお話ししたとおりで、日当たりだけ考えても風が強いということが1つ地域の欠点でした。その辺との整合性といいますか、その辺お話しいただければと思います。

それからですね……、その辺を先にお話しをお願いします。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ペレットボイラーのご質問でございました。

ペレットそのものはサイロ状の備蓄するものに普段保管しておいて、そこから電気動力でボイラーのほうに自動で運ばれるというシステムになっております。最低限そこが動かないと、燃料が供給できないわけですからペレットが稼働しないという状況になるわけでございます。その辺につきましては、先ほどもお話ししたとおり自家発電装置がございますので、大した電力ではないのでそちらの電力を動かしながら動かしたいというふうに考えております。

それで、ソーラーパネルにつきましては、この電力の使用先はケアセンターを考えております。売電は考えておりませんで、蓄電池を設けて停電時にはそちらの電力を賄おうと。普段、平常時は照明等に使用したいと思っております。なるべく契約電力、基本料金を下げたいという思いがございまして、LEDを使用しながらケアセンターのほうの電力をそれで賄えればなというふうに考えております。

それから、コジェネ発電につきましては、あくまでも厨房の関係の部分の限定的な利用ということになりますので、それをこちらのペレットのボイラーまで運ぶということは考えていない状況でございます。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほど、及川委員からのご質問の際にもお答えいたしましたけれども、入り口の左側、方角的に見ますと東側の部分になるのですが、その杉の木に

については地権者の方からご承諾をいただいて、年が明けてからになると思いますが伐採をしていくという形になります。ただ、委員もご指摘のとおり沢状の土地の形状になっているということで、非常に東西からの風という部分も意識しなければならないのかなというふうに思いますが、幸い木のほかに土手の部分がございますから、ある程度東側の部分については風当たりという部分はそんなに心配なくていいのかなと思います。ただ、西側の部分については逆に、今後植栽計画も踏まえて、西側からの風の対策については戸建ての部分については必要であろうという認識のもと、今後植栽計画を立てていくことになっております。

○委員長（山内孝樹君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 わかりました。住宅地の環境については、その都度また環境の変化ということもありますので、とりあえず私はいいのかなと思います。

それで、入谷地区に行政区が10ほどあるんですが、あそこに51世帯以上の世帯がふえるといった中で今後の問題だろうと思いますが、例えば行政区がその後統合に、行政区の中に一緒になるのか。あるいは、新しい行政区割りといいますか、そういったことを考えているのか。その辺と、今後入谷とそれから歌津地区にいわゆる災害公営住宅が多くなってくるといった中で、新たに募集があった場合、増地区といったことは考えられるのかどうか。

それから、もう1つは、これもこれからの話ですが、将来こういった管理・運営について、町がやるのかどうか。あるいはよその例なんか見ますと、行政のスリム化といいますか、そういった中で民間に委託するといったような例もあるようですが、その辺。

○委員長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうから、行政区再編に関連してお答えさせていただきます。

災害公営住宅、桜沢を皮切りに今出てきて、これから各防集団地ともども従来の行政区、コミュニティの形が大きく変わってまいります。これは行政課題として今いろいろ検討はしております。この間、桜沢の何人かの方から聞いたんですけども、既存の入谷第2行政区ですよね、あそこは。それで、第2行政区としてご歓迎の気持ちを持っているんですけども、51世帯の新たに入って来られる方にどのようなお出迎えといいますか、それは行政区を1つにするということも含めて、既存の2区の方々も結構悩んでおられるというようなこともお聞きしました。率直にそうなんだろうなと思いますし、その辺につきましては今後、総務課と今、新しい行政区の部分についての区割りをどう持っていくか検討しているところがございますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いずれ町営住宅という管理手法になるかと思っております。

それで、現在138戸ほど管理しておりまして、それに770戸追加になるということで、900戸を超える住宅を当方で管理するわけでございますけれども、基本的に震災前と比べても2.3倍ほどの数になります。職員不足が言われている中で、その分にまた職員を割り当てるとするのはなかなか難しい面がございますので、本議会に条例改正案をご提案させていただいております。その中で管理代行ができる条例に変えたいというふうに考えておりますので、そういう面を使いながら入居者の方に迷惑がかからないような、また快適に過ごしていただけるような環境を整えていきたいというふうに考えております。

○委員長（山内孝樹君） お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、時間を延長することといたします。

山内昇一委員、よろしいですか。

ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 委員長、議事進行で確認をしておきたいんですけれども、従来こういった特別委員会の質問の回数関係ですけれども、新しい方々、初めて今回の特別委員会になったわけですけれども、従来どおりに3回1度やって、その後またどなたもいなければまたできるというようなやり方といたしますか進め方でよろしいですかね。

○委員長（山内孝樹君） よろしいです。

○三浦清人委員 今、確認をしたところであります。

それでは質問したいと思いますが、まず本日災害公営住宅の整備目標戸数と検討会の検討状況ということで数字をお示しいただきまして、この数字、12月3日の河北新報に掲載されたんですね。3日に掲載ということは、2日にお話しされたのと。1日になるか30日になるかわかりませんがね。それで、きょうは12日ですよ。私たちにお知らせというか話されたのが10日も過ぎてからなんです。こういう、我々何でも議員たちはわからなくてもいいんだという考えなのかどうか。こういうことを前にも厳しく指摘しておったわけですよ。その辺どう考えて、新聞にお話しした10日も後に議会に報告というような形になるのか。その辺の考え方です。これからもそういうやり方をしていくんですか。何かの特別なことで、特別という意味は町民の方々にお知らせをしなければならぬ案件であれば、これは報道機関のお力をかりて町民の方々に知らせするというのも大事なんだけど、こういうことはやはり

余り日をたたないで我々議会にも報告してもらいたいと思うんですが、余りにも議会軽視と
いいますか、これは大事なことでありますので。以前、かなりこれを厳しく指摘した議員さ
んもおって、「これからは気をつけます」というような話をされたとも記憶しているんです
が、さっぱり直っていないといえますか、その辺のところをまず。

それで、公営住宅なんですが、先ほどどなたかお話がありました、後藤委員ですか、名足と
柘沢地区の建設する数字と入居する数字、入居の希望の数字が多いんだと。それで、いろい
ろとお話を聞きますと抽せんだと。それで、近くの地区にそのあぶれた方といえますか、抽
せんにあぶれた方々が行くんだというやり方をしますと。それで、それを決めるのは資格審
査だと。6人で資格審査員でやるんだと、抽せんも含めて。そんなお話ですが、この資格審
査員というのはどなたがおやりになるんですか。公正な資格審査ができる方々なのか。その
辺です。

いっぱいあるもので、もう3カ月ぶりの特別委員会ですからね。いっぱいたまっているもの
ですから。

それで次は、昨日でしたか、震災遺構の質問があつて、町長の考え方、るるお話をされまし
て内容的なことはわかりました。けさの新聞、あるいはゆうべのテレビ等でも大々的に掲
載、報道されたわけでありましたが、どうも私は震災遺構についての県の考え方、非常に疑義
といえますか、クエスチョンマークといえますか感じているんです。復興庁では、震災遺構
については、各市町は1カ所と言ったらいいのか1つと言ったらいいのか、「遺構を残すの
は、1つだけについては初期の経費は出しますよ」と、こういう内容なんですよ。何を残
すかわかりませんがね、「残す場合には、あとの経費は各市町村で持ってくださいよ」とい
うことなんですよ。あとの経費も持ってもらえなくて、我が町ではなかなか難しいというこ
とで解体をしたいということを県に11月11日に提出したと。それからなんですよ。残す、残
さないの問題以前に、県がそれに対して介入し、「有識者会議とか何とかというのを開いて
検討する」と。それで、町長も「その会議の推移を見なければならぬ」みたいな話なんで
すが、解体をするという町の意向。「イコウ」には2とおりあつて、震災「遺構」と気持ち
の「意向」と。その気持ち、考えを示して、県がそれにどうのこうのということと言えるの
かどうなのかなんですよ。そこを町長、どういうふうにも15市町の会合で話されて、あなたは
知事さんがやられる有識者会議の推移を見なければならぬということになっておるのか。
私は、壊してほしいと、解体してほしいという申請を出したらもういいんじゃないかなと。
それで終わりかなと。それとも、県のほうでは防災庁舎以外に残すものはないのかというこ

とで有識者会議を立ち上げているのかどうなのか。町の土地に町の財産の防災庁舎があって、それを町が解体すると。それ以上のものはないと思うんですね。復興庁でも防災庁舎で残さなければ予算は出さないというのであれば問題があるんだけど、そうじゃないんですから、どうもおかしい。非常におかしい。これまでの流れを見ますと、一体どうなるの。これは本当に素朴な質問ですよ。誰が考えてもおかしいと思いますよ。

もう1つ。どれを聞くべや。それでは、先ほど市街地の土地区画整理に関する整備審議会というんですか、審議会。何か選挙がどうのこうので、11人しか立候補者がなくて無投票で決まったと。それで、12人に対して11人が立候補して。これは私は初めて、この中で選挙があったことをわかっている議員さんたちが何人いるんだかわかりませんが、私は聞いて初めてわかりました。これは、志津川地区の地権者の方々が立候補できるというような内容だけでも、これは公職選挙法は関係ないね、そうすると。その告示とか、選挙ですから告示とか、締め切りと言っていましたからね。どういうふうなことで、志津川地区の方々、地権者の方々全員おわかりになっているんですかね。それで、学識から3人と。この学識というのはどなたがなられて、計14名でこの土地の区画審議会がなされるのか、その辺。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 1点目の災害公営住宅整備戸数の公表というような形で報道との関係について、ほかの部分にも関連しますので私からお答え申し上げておきたいと思いますが、今回の整備戸数、災害公営住宅の整備検討会ということで、その整備のあり方、それからいろんな多様なニーズにどう災害公営住宅として対応していったらいいのかとか、入居手続等についての進め方、そういった部分で地域の方々からいろんな多方面でお話を聞くということで検討委員会を立ち上げておるわけでございまして、今回ここに示しております整備目標戸数770戸という部分については、実は過日検討委員会を開催いたしてございます。当然、公表、公開での会議でございまして、たくさんの報道機関もいただいております。

そういった中で、これまでの経過を踏まえて現時点で整備戸数をこういう形で集約をしたい。それから、入居手続等についてはこういうことだと。多様なニーズについては、こういう問題があって、今なお検討を今後も続けましょうねというような会議があるわけでございまして、その結果として報道機関がその会議の内容を記事に書いているということだけでございまして、これが議会の権能とかそういうものに特段何も制約を受けるものでもございませんので。

三浦委員にも前にもこういう議論があったので改めてお話をしておきますけれども、これ以

外にいろんな町長の私的諮問機関、いろんな審議会等ございます。当然、いずれ最終的に議会の議決等を得るような事案について、事前に公開の中でいろんな審議会が開催されます。そこで1つの方向性が決まってくると。でも改めて次の議会に提案をさせていただくというような事案がいっぱい出てきます。それで、当然公開でございますから、その会議の内容というのは報道機関においては、早い日においてはその日の夕方、あるいは翌日新聞等に活字になるということはいっぱいございますので、そのことをもって議会を軽視しているということにはつながらないということでございますので、そこはひとつご理解をいただきたい。特別、議会としての議決権、そういったものを我々は逸脱しておりませんし、それは十分に確保されているというように考えてございますので、今後もこの種の会議、町としての考え方、執行部としての考え方については、事前に公になる部分があるということは十分ご理解をいただいておりますように思います。

繰り返しますけれども、今回の770戸があらかじめそういう形で会議の中で検討がされたという事実については、そういう経過があるということについては、ひとつご理解をいただいておりますように思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 災害公営関連で2つ目の資格審査の関係ですが、これの資格審査というのは、整備検討会の委員がやるとかということではなくて、事務的に仮申し込みを出された方が災害公営住宅に入居要件があるかどうか、我々事務方の仕事でございます。

ただ、その要件の中に、当然被災を受けて住宅が、任意困窮要件というのが大前提になりますが、そのほかにも暴力団の組員でないことといった照会物もございまして、そういったので資格審査をまずやった上で、そういった地区の決定行為に入っていくという手続の流れでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目でございますが、基本的にはきのう後藤議員に答弁したとおりでございまして、町としての解体の方向は変わらないということで、会議の中でも知事のほうには私のほうから申し上げさせていただいたと、そういう経緯でございます。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 区画整理の審議会の件ですが、まず審議会を立ち上げるに当たりまして条例について、さきの9月の定例会の際に当該区画整理事業の施行に関する

条例の制定という条例について議会のほうでご承認いただきまして、これに基づいて委員の定数、あとは選挙を行っている。

それで、選挙なんです、10月25日付で各権利がある、簡単に言えば地権者というか土地の権利を持っている方を対象に、10月に審議会の委員の選挙についてという資料を、まず審議会というのはいくつかのことですと、今後審議会の委員の選挙がこのようなありますという、選挙日程等記載したものを送付させていただいています。具体的には12月3日までに立候補してくださいというような日程を示させていただいて、もろもろ公告等の手続もさせていただいて、結果的に11名の方の立候補ということで無投票ということになっています。

あと、学識なんですけれども、これはまだ今選任中でして、基本的には土地の権利を持っていない方で区画整理事業に過去に携わった方、要は区画整理事業の学識を持っている方ということで、今3名の方を選任させていただいて、まだ承諾のほうはいただいているんですけれども、今後承諾を得られるように今調整をしているところです。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうしますと、その会議の中で傍聴というか記者さんたちが入っていてそれを活字にしたということで、議会の議決を得るものではないと。議会の議決を得るものではないけれども、私たちにこういった報告をする時間が余りにも遅いのではないかとことを言っているんです。委員長のほうに何度もこの開催をしてくれるようお願いをしておったんですが、皆さん執行部のほうの時間がとれないということできょうまで延び延びになってきているんです。そういうことがないようにしていれば、こういう問題も起きないわけ。私たちよりも町民の人たちのほうがこの内容を早くわかる。そうすると、「議員たち、何だわからなかったのすかや」とこうなるわけだ。新聞見ればおわかりですけれども、たまたま私も新聞を見たからわかったようなもので、見ないでしまうとこれは言われっぱなしで、いやいやわかりませんでしたと頭をかくしかないの、そういうことを言っているんですよ。わかりました。

まず最初に、課長、その6人が、その入居資格があるかどうかという事務的なということでやるんだということですが。これ抽せんをやるんでしょう、抽せん。多い場所は。ここに「資格審査及び地区選定、地区決定のための抽選を実施する」というんだから。ここにね。だから、公正な抽せんができる方々ですかという質問だ、私の質問は。住民の方々が安心してその審査委員の方々にお任せして大丈夫ですかという質問なんです。

それから、160戸減っていますね。この160戸の減った方々の、何といひますか町内に防集に

行くのかあるいは自立再建なのか。これは全て160戸の方々は町内に何らかの形でお住みになるということですね。町外には1戸も行っていないんですね。その辺、チェックしてましたか。その辺どうなっています。

これは聞かないことにする。NHKの関係は聞かない。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ご理解いただいたようではございますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、私先ほど、例えば戸数の問題、議会の議決を得るものではないというお話をしたんじゃないかと、議会の権能といいますか、そういうものをいろんな、例えば今回のこういう執行部としての考え方、あるいは何か施策に関する事前の審議会等での議論、そういったものが事前に当然議論があるわけです。その上で執行部としての考え方を取りまとめて、そしていずれ次の議会等に提案をする。その場合に、当然町のほうでは今度こういう支援をする、こういう政策を打ち出しますよというのは、当然記事になるというのは通常でございますので、そのことによって議会の議決権とか権能というものを執行部が踏みこむというか、そういう制約をするものではないものですよということをぜひご理解をいただきたいというお話をさせていただきましたので、そのことは重ねてひとつお話を申し上げさせておかせていただきたいというように思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず第1点目の資格審査の部分ですが、資格審査は事務方でそういうふうに条件が具備されているかどうかをチェックするといった作業ですので、そこへ民間の方々が参画という場面はございません。

その次の、抽せんをするに当たってのかかわり方という部分については、この整備検討会の委員が立ち会うということではなくて、そのやり方も含めて整備検討会で例えば立ち会い、当然公開でやることになると思いますが、そういった立ち会いをどういう形に、第三者の立ち会いをどういうふうにするかなど、今後検討していくという段階でございます。

それと、減った方々の意向の部分という部分ですが、一人一人当初手を挙げていた方々を、全て内情をすっかり分析したわけではございませんが、ただ今回提出しなかった方々のフォローアップ調査、ちょうど資料の左上の表の下のほうに記載させていただいておりますが、意向が変わったという世帯が162世帯ございました。この中には、個別移転の方、あるいは防集、ほかの自治体の災害公営住宅に意向が変わったといったような内訳はこういうふうな形になっております。

ただ、個別移転が町内なのか町外なのかという部分の詳細については、そこまでは申しわけないですが持ち合せた資料はございませんが、傾向とすればほとんど5割が町内、5割が町外と。いろんな補助事業の中の状況も見ましても、個別移転の場合はそういった傾向が続いているという状況でございます。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 12月3日の河北新報、副町長弁。「防集や個別移転に切りかえたので、そのまま人口流出にはつながらない」と。これ記事ですよ。今お話を聞いたら、個別移転で50%ぐらいが町外でないかと。この記事は。

それから、先ほどの防災庁舎の関係ですが、町長、お願いしたということはわかっているんです。それは何度も聞きましたので。それで私が言っているのは、その解体をするのは宮城県なんですね。宮城県、解体する事業。ですから、町が解体といった場合に知事さんの了解を得なければ解体できないのかということ。それから、有識者会議の結果を待たなければ解体できないのかという内容の質問なんです。はっきり言うと。わかりやすく言うと。

それで、うちの町長は知事さんと非常に仲がいいと聞いているので、その辺知事さんをお願いしたらいかがです。何かこのように時間がたてばたつほど、何かあるのかという要らない疑いを持たれてしまう可能性があるんですよ。表向きは「解体とお願いしている」と。しかし、知事さんも、市町村が解体と言っているのに、「有識者会議をしないとわからない」みたいな話だと、そのお金を出す復興庁というのは、最終決断は県にしろという通達でも来ているんですかね。私、その辺がどうも不思議でならないんですよ。おかしい。誰が考えてもおかしい。先ほども言ったように、復興庁は「各市町で遺構として残すものに対しては1つだけは初期の経費は出しますよ」と。「あとの経費は市町村で持ってください。自治体で持ってください」ということで、我が町は「解体」と。どういうことで知事さんがそういうことで延び延びにしているのか。その辺が不思議でならないということです。

だから、15市町のが始まったときに、そういった詳しい話、遺構を残す、残さないとか有識者会議云々というのは、復興庁からの通達でやられていることなのかどうか。その辺の説明はなかったんですかね。あとはないの。それで何のために待っているんだかもわからないということだね、町長は。その辺、お願いすることはわかったんです。なぜすぐ解体できないのかということ。

それから、企画課に10人だかのプロジェクトチームみたいなのを立ち上げて、震災遺構のこれからの、これは防災庁舎以外の遺構としてどのようにするかという勉強会というか検討会

というかを立ち上げた。これはいつ、10月ごろに立ち上げたのですか。それで今月中に、年内中だ。今月中も年内中も同じだ、結論を出すというふうな話ですが、これは企画課で何回ぐらいの議論を重ねて、今どういった状況なのか。間もなく年も明けますというか終わりますので、あと何回ぐらい会合をしてどのような結論を出すんですか。10人も、これは職員の方々ですか、全員。そのメンバーは、全員職員。どんな話し合いに今なっているんですかね。リストアップはないですか。風化防止策としてね。その辺。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 会議が終わった後の取材を、ごく簡単にコメントが載っておりますので、その部分だけでそういう受けとめ方はやむを得ないのかと思うのですが、今回930戸が仮申し込みで720戸、結果的には770戸まで、今後少し余裕を持ってということでありましたけれども、それでも200戸から今回の方針、変更しているということに対して、それが「大きく人口流出とか他の市町村への流出という考え方なんですか」ということで問われれば、「必ずしもそうではない」と。「それは一部個別移転、若干ありますけれども、全てがそういうことではないですよ」という意味でのコメントが、短い活字になりますとそういうことでということでございます。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回も申し上げますが、この2次瓦れき処理の関係は、ご承知のように県のほうに委託事業ということをお願いしているわけでございます。防災対策庁舎もその1つということになります。したがって、解体工事については、あとは県がどう判断するかということに尽きるというふうに思います。

それからもう1つ、15市町の会議の中で、きのうもお話ししましたけれども、基本的に県としてこの震災遺構をどう後世に残すのかと。一つ一つの市、町だけではなかなか判断も難しいだろうと。市長さん、町長さん、大変頭を悩めている部分がございますので、それを県として俯瞰的に、どれが残すべきものなのかということ県が主導して有識者会議に諮って、そこで検討すると。それでこの会議を立ち上げたということの説明がございましたので、その中であとは先ほど言っていましたように推移を見守るというのは、要するに私がそういう意味、防災対策庁舎という意味ではなくて、要はその有識者会議の中で県内の15の被災市町の震災遺構をどうするかということを決めていく経緯については推移を見守るというお話をしたわけございまして、町としての防災対策庁舎の解体ということについては、先ほどお話ししたように何ら変わりはないということです。

○委員長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 遺構のことについてなんですが、きのうの一般質問でもお答え申し上げました。繰り返しになるかと思えますけれども、10月末だと記憶しています。2カ月間ということで、年内中をめどに一定の方向性を出してくれと。ただ、それが年をまたいでも、それはやむを得ないと。みんな忙しいわけですから、一定のめどとして年内中と。現在2回ほど開催されておりますし、あと年内20日ぐらいしかないんですけれども、1回ないし2回開くというような内容でございます。

それで、きのうもお話したように、遺構そのものというものが非常に難しいテーマであり、また重いテーマではあります。役所のほうが、行政側が遺構というものに対して何らの準備もしないで町民の方々と一緒に考えると、ただ漠然と遺構というものに対してどうしましょうと言っても、そこでなかなか活発な話し合いにはならないのではないかとというようなことで、まず何を遺構にするとか、その形や物ではなくて、どういう方向で町民と一緒に考えていったらいいかというような、そのルートを探ろうというような趣旨で話し合いが行われておりますので、現時点で何と何というようなものではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 いいの。皆さんほかになれば。3回終わっている。

○委員長（山内孝樹君） 失礼しました。

ほかに。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 4番小野寺です。

病院の問題です。工期が16カ月とありますけれども、確認です。着工と竣工の時期はいつでしたか。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 着工の時期につきましては、先ほどごらんになったとおり、まだ敷地の造成のはっきりとしためどが、予定はありますけれどもじゃあいつかということではまだ聞いておりませんので、それを見ながら発注したいというふうに考えています。

ただ、16カ月という期間を要するという計画になっておりますので、いずれ遅くとも6月議会には議案として提案したいなというふうに考えております。

○委員長（山内孝樹君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 それで、なかなかお医者さんと呼ぶというのは難しいというお話でしたけれ

ども、要望の多い産科を誘致できないかというのが1つです。

それから、現在病院のスタッフの充足状況というか、例えば看護婦さんとかいろんなスタッフは充足しているのか。そして、この開設のときにそのスタッフは十分確保できる見通しはあるのかということをお伺いします。

○委員長（山内孝樹君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 産科の誘致ということでございますけれども、産科については今、大変難しいというふうに考えております。というのは、大きな病院でもなかなか産科を誘致できていないとか、招聘できていないという状況がございます。佐沼病院さんでも産科医がいたんですけども、今はもうなくなってしまっているという状況でございますし、何とか助産師外来でやっているという状況もございますし、当院でも病院になった暁には、助産師外来とかで何とかここで産み育てるような体制づくりも必要なのかなということで、今検討はしております。震災前から検討していたんですけども、助産師外来、ちょうどやるようになって震災に遭ったものですから、今の診療所ですとなかなか診療の場所とか外来をやる場所がないものですから、新しく病院ができたときにそういう体制ができるように考えていきたいというふうに思っています。

それで、現在のところで今一番難しいのが産科とか小児科という状況でございますし、なかなか、何と申しますか、産科の場合はいつ生まれるかわからないという、体制をつくるのが難しいということで、1人の先生がいただけではそういう体制ができない。それで、産科の先生とか小児科の先生はまとめて大きな病院に集約しようという傾向がございますし、そういうこともございまして、小さい病院にはなかなか医師を確保することが困難だということがありますので、その辺については、もしできなければ、そういうスタッフのほうではフォローできるような格好での対応を考えていかざるを得ないのかなということで、ちょっと検討はしております。

それから、スタッフの充足なんですけれども、現在のところはスタッフは充足している状況です。ただ、今後新病院になったときの内容なんですけれども、新病院になっても今のスタッフで大丈夫かなということでのスタッフを集めようかなというふうにはしております。ただ、今後看護師なんかについてもだんだん高齢化しているというような状況でございますので、それを見据えた形での採用がこれから必要なのかなということで、採用計画もちょっと立てておりますので、そういう格好ではスタッフが不足しないような体制を整備していきたいなというふうに考えております。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。

ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 この席に着きますと、前期に一生懸命発言をした細浦漁港の関係。この関係について、後を継ぐということかもわからないですけれどもね、お伺いをしたいと。

ということは、細浦漁港が何らかの関係でつくったのが倒れたと。軟弱地帯のために。前にも石浜漁港の時、私は「そういうやり方をしても流されてしまいますよ」という指摘をして、それが10日もしないで皆流された。大体私の言うことは当たるんですから。軟弱地帯に建てて倒れるというのは当たり前の話なんだ。軟弱地帯にそういうのをつくっていけば。そんなことをして、はい、そうですかと、議会側がそう思うと思っているんですか。どのような調査をして、その上でこの工事に取りかかるわけです。それが、工事しているのが倒れたとか、そんなことは理由になりますか。どなたが設計して、どなたの担当かわかりませんが、提出者は佐藤 仁さんですからね。余りこういう質問の出ないような進め方を、工事してもらいたいが、その内容について伺いをしたいと思う。

それから、時間もたっておりますので、本当は私はいろんな関連で質問しようかなと思っていたんですけれども、災害公営住宅の関係であります。770戸、最終的にはね。4回、3回ぐらいの見直しがあった。どういう、希望している住民の最初の平成23年度ですか、1,000人。それが770戸。実際は70ないんですけれども770戸つくると。実際は7百四、五十戸でしょう。それは、そのぐらいの余裕があってもいいんでしょうが。

この中で先般、きのう、次に伺いをするのはこの集合住宅の家賃のほうですけれども、私の聞き間違いかわかりませんが、月収25万円の方が9万円だと。4DK。これを見てもみますと、よく見ると、やはり9万円なんていう家賃を払って公営住宅に入る人はあるのかなと思っていたら、きょうよく見たらやはり少ないですね。これは記号でOですか、15人。それで、多いのはM、Fだ。275人と251人。Mは幾らの月収の方がMを適用できるのか。Fは月収幾らの方。その月収は世帯主の月収なのか、家族全員の月収なのか。そこら辺はどうかということでもあります。25万円の月収で生活できないんですから。例えばですよ、極端ですけれども、25万円の月収で9万円の家賃を払って、食べていけませんよ。今、1年に普通の家庭でかかる経費は幾らだと思いますか。これは誰が担当だ。幾ら必要なのか。このような内容では厳しいものだなあと。恐らく、自分でうちを建てたほうがいいなと考える人がこれからもかなり出てくだろうと私は思いますよ。これをこの町として調整といいますか、その資材の設定が自由にできるのかどうか。国ではこれは決まっているんだと。福島も仙台

も南三陸町も同じなんですよというようなことなのかどうか。

それから、今度は防集の宅地です。今、各地区で買い上げが、今までの浸水地、流出した土地の買い上げのほうが進んで行われております。極端に言えば、坪2万円のところもあれば、あるいは坪8万円だということもあると。そのような場合に、8万円で売った人も、2万円で売った人も、土地価格がどのようになっているんだろうなど。2万2,000円で自分の流出した住宅地を販売した場合、2万円で販売して5万円になったら大変だと。それから、8万円で販売した人が5万円なら安いんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、その辺がどのような、造成は同じようになっているんですから。造成する経費はね。歌津の港だから安い、志津川地区だから高いというものではない。相当の金額で、2,000万円から3,000万円ぐらい、そんなような大金であります。そういう中で、その土地代金はどのようなふうに調整していくのか。

それから、税金。今度は固定資産税。これについては、災害免税といいますが、そういう優遇措置があるわけですがけれども、それらの内容がどのようになっているんだろうというふうな疑問を持っているものです。

大体今、2点ですか。（「3点」の声あり）3点。それをお伺いしたい。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細浦漁港の経緯といいますが、状況をお話ししたいと思います。

細浦漁港は震災によりましてかなり被災を受けたわけでございますけれども、コンクリートでできている部分、特に物揚げ場の前面の部分でございますけれども、これは流されずに現場に残っていた状況でございます。被災したのは、背後地の盛り土した部分が流出して、海の中にコンクリートの構造物が自立しておりました。

それで、復旧方法とすれば、地震による地盤沈下によりまして、それは軟弱地盤に関係なく沈下をしておりますので、もとの高さに戻して、それから背後地の盛り土をするという工法になっております。軟弱地盤であるというのは最近わかったんですが、このごろ、最近その物揚げ場をつくったわけではなく、かなり前に設置しているわけでございまして、いずれその段階で普通であれば、軟弱地盤であればそれに対応するような工法をとってつくっているはずでございますので、通常は転倒ということは考えられない状況でございます。そのため、国の査定においても、地盤調査の追加とかそういうものは認められていなかったわけでございますし、ほかの漁港におきましても、そのものが残っているものについては特に地盤

の調査というのは行わずに工事を進めているところでございます。たまたまどういうメカニズムといいますか原因があつて転倒したかは今調査中でございますので、調査の結果を待ちたいとは思いますが、確かに議員のおっしゃるように綿密に調査をしてやればこういうことはなかった、防げたのではないかというお話でございますけれども、そこはもし現地に物が全てなくなっていればそういうことも考えられますが、ああいう大きな津波があつても現地にその物が残っていると、自立をしていると、移動もしていないという状況の中で、その判断はなかなかつかなかつたものと考えております。現在、その原因等を調査しておりますけれども、そういうこともございまして出来高がかなり低いという状況でございます。

なかなか、たら・ればといいますか、そうやっていけばよかつたんじゃないかというご指摘でございます。過去にもそういうことがあつたというお話でございますけれども、なかなか場所によっていろんなケースがございます。その辺全て100%対応したいとは思っていますが、そういうできない部分の中には出てきておりますので、その辺はご理解をいただければというふうに考えております。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 政令月収の考え方ということについては、なかなか口だけの説明ではなかなか非常にややこしいものがございまして、うまくご回答できるかどうかわかりませんが、いわゆる家賃を算定する場合に、世帯全員の収入がもとになります。それから、いわゆるいろんな控除される部分があつて、例えば給与所得の方については、いわゆる給与所得と、収入から控除が出た所得という、事業収入の方は確定申告書の所得金額と言われるもの、そこが1つのベースになります。収入からまるっきりストレートに計算するのではなく、そこで一旦いろんな公的なものから控除を引いた上での所得という部分が1つのベースになります。

その次に、公営住宅の場合は、その所得から一定の年間の総所得に応じた控除をいたします。それが災害公営住宅の政令月収としての1つのベースとなる所得という形になります。さらに、扶養家族、扶養親族1人につき38万円ほど控除します。そのほかにも、高齢者に対する控除、寡婦控除、そういったものを全部控除した上で12カ月で割ったものが政令月収となりますので、政令月収で25万円という金額は、通常から言えばかなりの収入のある方というみなし方がされます。それが幾らかというのはちょっとなかなか、家族構成もありますので一概に言えませんが、そういった中でベースにして計算されます。最大の部分としてOタイプで9万円という金額をお示ししましたが、一番安い部分になりますと4,500円といったよ

うな月々の家賃になりますので、そこは家族の世帯の構成、所得、そういったものに応じて変わってきますので一概に言えませんが、いずれ家賃軽減も、国のほうでも低所得者に対しては事業として適用させていただいておりますし、一定の所得まで町として独自に低減させる案も現在検討しておりますので、方向性が見えた段階でお示ししたいなというふうに思います。

例えば、先ほどの家賃の部分にシミュレーションを口頭でお話しさせていただきますと、夫婦で年金所得のある方、合わせますと大体270万円ぐらいの家庭を想定いたしますと、それから控除等を引きますと、年間の総所得、災害公営で言う総所得については86万円となります。ですので、そこがベースとなってその後から2人世帯ですので1人分の38万円の控除をいたします。そうしますと48万円ぐらいになります。それを12カ月で割ります。そうしますと、政令月収は4万円という形になりますので、それぞれのタイプに応じて家賃が計算されるというふうな、ちょっとややこしい部分がありますので、後ほど個別に住民向けに示している計算、算出方法をお示ししたいと思いますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 土地の買い上げの関係でご質問がありましたので、私のほうからご答弁したいと思います。

まず、被災地の土地の買い取りにつきましては、現在43%契約を済ませているところであります。全体的な買い取りの予定面積は125ヘクタールということになっておりまして、現在の買い取りが約49ヘクタールということであります。被災がありました土地につきましては、各土地の所有形態、土地の区画の形とか高さとか、いろいろ道路のつきぐあい、方向性によって価格が異なるものですから、所有者それぞれに評価の価格としてはどうしても相違が出てきておるといふような状況であります。

それから、高台移転先の土地の関係でございますが、基本的に土地の取得費と造成費が現在防集事業としての価格となっておりますが、土地につきましては分譲の場合と貸し付けと、大きく2つございます。分譲する場合につきましては、その売ったお金につきましては国庫に返還というふうな形になっております。それで、現在は各申し込み者につきましては、分譲のほうがよろしいのか、貸し付けがいいのかということをいろいろ選択しながら最終判断をいただくような形になります。分譲する場合につきましては、国のガイドライン、基準からすれば時価で売り払うというのを原則としております。それから、貸し付けにつきましては

9月定例会のほうでもご審議いただきましたが、固定資産評価額の1.4%相当を貸付料として予定しております。分譲する際につきましては、不動産鑑定士の鑑定書をもとに検討した上で価格のご決定というふうなことになります。

それから、固定資産税の貸し付けの関係につきましては、やはり鑑定価格が、どうしても現場が完成しないと鑑定の評価も出せませんので、鑑定評価後にその固定資産の評価額を算出しまして、その1.4%の率でお貸しするというふうなことでありますので、直接被災元地の価格と移転先の価格につきましては、必ずしもリンクしているものではございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（山内孝樹君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 固定資産税に関するお尋ねでしたので、そちらのほうの回答をさせていただきます。

固定資産税、被災代替の住宅用地ということで高台移転等の用地を取得した場合は、住宅を建てる間においても住宅用地とみなしまして、今まで同様価格に対する6分の1という形で課税の計算をします。また、家屋を建てた場合は、被災代替家屋ということで、平成33年までに建てた部分については4年分の固定資産税が2分の1、引き続き2年については3分の1というような減免措置がございます。

○委員長（山内孝樹君） ここでトイレ休憩のため5分間休憩いたします。再開は5時5分とします。

午後4時45分 休憩

午後5時05分 開議

○委員長（山内孝樹君） 再開いたします。

質疑を続行します。阿部 建委員。

○阿部 建委員 それでは、細浦漁港について答弁がありました。課長の言っているとおりで、やはりこういうなかが完璧で、復旧・復興中だから少々のものはいいやという。私が聞いているのは、誰がこんなことを設計してこういうやり方をしたのかということを知っているんですが。

それから、その次に来るのが予算ですよ。今度は予算。こういうことがあっても予算に追加措置、そういうものがあるのかないのかです。予算が変わってくると思えますよ。その点について。全くの無駄事だから。もう1回答弁を求めます。

それから、住宅家賃。いろいろ控除したら、結局最終所得が250万円ということですが、
も、例えばですよ、このようなOタイプ4LDKが余り少ないと思いますが、今これに、こ
んなようにして数字が入っておりますけれども、一体平均でどの程度の年間家族収入が、本
町では平均でどの程度あるんだろうと。このOタイプに適用する方々が、役場の課長さんた
ちのことは皆適用するんだと思いますが、適用しませんか。それは家族ですから、3人も4
人も働いていたら私は随分多くあるんだろうなという気がします。まず例えばでいいです
から、役場の課長さん方、1人きりという、600万円、700万円。そのような中で、こうい
うようにいろんなものが差し引かれ控除されて、手元にいただくのはかなり、8割かそこらに
なるんでしょう。そんなことで、そういうものを例にとらないとちょっと、家族構成にもよ
りますけれども、例えばですよ、年金を標準にした、年金取りから入るわけじゃないんだか
ら。役場職員さんも、大企業さんらも、そういうところを退職した方々は相当高い、国民年
金、老齢年金から見るととんでもなく高い、これは掛けというものをしていますからね。掛
金をそれなりにしているんですけども、公務員は特別優遇、いっぱいあるんですから、掛
金にしても。そのようなことで、例えば職員の方々がほとんど適用にならない。このぐらい
給与をもらってもいろいろ差し引き控除がなされると、我々も対象にならないんですよとい
うものなのか、我々はほとんどが対象になるんじゃないかなとか、そういうことぐらいは町
民が知りたいところじゃないんですか。入ったから、入る人、入らない人ばかりじゃないん
ですよ。私はだから、1カ月のこの地域の生活費、一体幾らぐらいかかっていると思うんだ
と。そういう試算を当然役所であれば平均家族3.5人とか、あるいは何人と、こういうこと
になるんでしょう。今話しているそういうことについて、もし町民課長、どなたかおわかりで
あれば、平均家族がこの南三陸町で何名だと。そして、平均家族所得、月収ですか、一切差
し引かれた後の月収等が一体幾らぐらいになるんだというようなことをちょっと知りたいな
ということでもあります。

いろいろ計算方法があって、かなりいろいろ差し引きされるようではありますが、これが東京
もですよ、福島も東京も仙台も南三陸町も同じなのか、それというやつは。全然違うんです
から、収入が。1人当たり例えば、宮城県では1人当たりの年収が幾らになっていますか。
200万円だとか、百何十万円とかという計算になるんでしょう。恐らくその中で本町は平均に
ほど遠い1人当たりの収入でなかろうかなと、私はそういうふうに思っているんで、そうい
うふうに仙台の公営住宅とここの住宅の料金が同じでは、これは大変だなと思うんです。そ
れをこの町として設定をすることができないのかということをお聞きしています。

みんな津波で全てを失って、今は大変な時期であります。そのような中で減免措置。親切に税務課長さん、聞いてよかったんです、改まって。おおよそはそういう減免があるとはわかっていましたけれどもね。そんなことで丁寧に説明いただきましたから、それはそれとしていいと思います。

それらについて、わかる範囲で答弁をもう一度お願いしたい。建設課長からお願いします。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細浦漁港について申し上げます。

設計者は誰かということがございますけれども、基本的に策定に当たりましては建設コンサルタントに業務を委託しております。当然、委託に当たりましては作業内容をこちらから指示をしながら作業をしていただいているわけがございますけれども、先ほども申したとおり、今回の被害によって施設が全てなくなった箇所については地盤調査も含めて仕事をお願いしておりますし、また施設が残っているもの、しかも特に傾きとかそういう異常が認められないものについては、地盤調査は、どこの場所でもそうですけれども、含まれてはいないという状況でございます。それは当然、前回の工事の中でもし弱い部分があれば、当然そこは補強しながら工事をしたものだという1つの前提のもとに考えていたところでございます。そのため、今回、繰り返しになりますけれども、土はなくなってもコンクリートの構造物はそこに直立して傾きもなく残っていたということございましたので、そこは地盤はちょっとわかりませんが、それなりの対応した地盤なのか、それとも堅固な地盤があったものという判断をさせていただいたところでございます。

それで、今後その予算はどうなのかということがございますけれども、基本的に調査の結果を待ってどういう工法で復旧しなければならないか結果が出ますので、それをもとに再度県のほうと協議をすることになります。当然、予算のほうはかかりますということだと思いますので、ふえた分を再度県、国のほうに申請して、認めていただくという手続になるかと思っています。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） もう少しわかりやすくという意味合いなのかなと思いますが、住宅の家賃を決定する場合には、その部屋の大きさ、あとは建っているその利便性、あと市町村そのものの立地条件、そういったものが加味されて家賃というものが形成されます。それで、仙台あたりと所得の違いとかあるわけがございますが、唯一違いますのは、計算方法は全国同じでございますが、市町村の立地という係数については格差が生じるという

ことをございますので、その格差というのは国が地価公示の価格を勘案して率を定めるということで、例えば仙台市よりはその部分の係数が南三陸町の場合は低くなりますので、全体として規模が同じであれば、その部分が若干下がってくると。家賃も当然のごとく少し下がってくるというふうなことになるかと思えます。

それと、家賃、平均の想定の家賃ということでございますが、仮申し込みの段階でまだそこまでの調査を終えてございませんで、今後入居申し込みをする中で家賃のかかわる所得の問題であるとか、そういったものを提出を求めて家賃算定をしていきますので、そういう段階にならないとなかなか平均の家賃、全体の家賃、総額も含めて答えが出てこないというのが現状でございます。

それと、役場職員の部分と申しまして、非常に家族構成がさまざまでございますので何とも言えませんが、社会保険等の控除を引いて、所得として500万円ぐらいで、夫婦で奥さんは収入がないといったものを仮定した場合、政令月収とすれば25万7,000円ほどになるのかなということになりますので、25万7,000円という政令月収になりますのでSタイプで言えば月々3万4,000円、Oタイプで言えば7万8,000円といったような家賃が課せられるという状況でございますが、2人世帯の場合はLタイプ、Oタイプがそもそも適用になりませんので、入れませんので、一般的にはSタイプあるいはMタイプでございますので、3万4,000円から4万7,000円ぐらいになるのかなというふうな状況になると思えます。

○委員長（山内孝樹君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 適当な資料がございませんが、地域的な所得の格差についてはちょっと手元に資料がございません。申しわけございません。

ただ、申告時の世帯ごとの所得ではございませんが、所得階層をまとめた数字が参考になるかどうかということで、震災前の状況で申し上げますと、税額からの比率で申し上げますと、やっぱり100万円から400万円の課税所得の方が5割以上ということになっておりますが、人数比率でいきますと老齢福祉年金だけの方々等も多いわけでして、6割ぐらいが100万円未満。あとは、それ以外が100万円から500万円の間に位置しているというような状況でございます。済みません、この程度の資料しかございません。

○委員長（山内孝樹君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 この工事の関係は増額になるんだと。認められるというような課長の答弁ですから、そういうふうにはぜひ進めていただきたい。認めていただいたら何でもいいというわけではありませんがね。こういうのを誰が一体、業者がこのほうがいいんじゃないかと思って

やったのか、あるいは町の課長はこのようなやり方のほうがいいんじゃないかと言ったのか、それは定かではないようですが、それはそれでおおよそ理解をする以外にはないだろうというふうに思います。

それから、家賃の関係で、なかなかはっきりこれは答えを出せないということは当然だと思います。それで私は、その例に、1つの例として非常に失礼かもしれませんが、職員さん何らかんら差っ引かれると、志津川、南三陸町の職員さんは国家公務員並みだということで、気仙沼あたりよりも安いようですので、何も特別に安くなくても、世の中でいただくくらいいただいてもいいのかなと、そんなふうに思ったりしますが。

やはり、所得差が、所得の格差が非常に大きいものですから、できればこの地域はこの地域なりにやはり軽減措置を考える必要があるんじゃないかなろうかなというように思うもので質問をしているんです。そして、ここに示されている数字が、これは何をもち、例えば入谷は51戸の中でそれぞれ、これは全部一人一人当たって決めたのか。おおよそこんなものだろうというような想像してこういうふうに割り当てたのか。この辺がどうかです。もう1回伺いますが、M、F、これは一番多いんですよ。これらは政令所得、月収といいますか、これは今話したのが忘れたので、話すとすればもう1回、このM、Fの多い分だけで結構ですので示していただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと説明不足で申しわけございませんが、この住宅タイプにつきましては、入居予定の世帯人員に応じて選べるようになっております。例えば、1人世帯であればS、M。2人世帯以上であれば、2人または3人の場合はS、M、F。4人・5人世帯であればS、M、F、L。6人以上であれば全ての部分に入居申し込みができるというところからまずもっては始まってございます。

その中で、それぞれの世帯がみずからの収入をもって家賃を想定して選んだ結果が、このような数字になっているということでございますので、ご理解いただきたいなと思います。こちらで想定してFが幾らとかといったような形じゃなくて、本人の仮申し込みの状況に応じて戸数を設定しているということでございます。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 先ほど3回ということで、終わりましたので。

とにかく企画課長、先ほど町長が申し上げていたように、県は各市町村の震災遺構をどうしたらいいかな、そのどうしたらいいかなということの中には、何を残そうかなというよう

な、迷っていることに対して県と一緒に考えてくれるというような話の説明でありましたので、我が町の防災庁舎は対象になっておりませんので、それで早く、どうしたらいいかなということであやふやな町があるから県がそこで一緒になって考えるということですから、我が町のほうでも早く決めて、やっていただきたいと思いますよ。時間ばかり延びてわかりませんからね。そこを話しておきたいと思います。

さて次に、先ほど病院の建設予定地を見させてもらいまして、これまでもこの病院の経営についての質問を何度もしておりました。毎月、毎月の赤字で、一般会計から毎年約3億円以上のお金を出して、なおかつ何億円という赤字をそれでも出しておると。この平成25年の損益収支状況、先般渡されたのを見ますと10月までで1億9,300万円も赤字になっていると。この赤字経営について質問をするたびに町長は、米山の病院とこちらの診療所、2カ所であるから赤字はやむを得ないというか、そういった負担が多いために赤字なんだと。さてさて、今度平成27年度に開業する新しい病院、多分黒字になるということで期待しておるわけなんです。

それで事務長、新しい病院が開業したときになって、試算といいますか計画といいますか、この数字的に、きょうは無理でしょうからこの会期中にでも予想でいいですから、予想。経営予想。新しい病院になって、すばらしい病院ですよ、これは。ですから、その予想等を数字にあらわしていただきたいと。私たちが安心したいというふうに思いますので、その辺のところをお願いしたいというふうに思います。

それから、前者が細浦地区の事故の関係で、この予定書、工程書を見ますと、これは繰越明許が3月いっぱいできないということで、これもまた事故繰越になるのかなという感じをいたしております。これは本来、本当の事故の事故繰越ということで認めてもらえるのかなという感じがいたします。特例で震災復興のための工事については、少々のもはこれまでも事故繰越を認められてきておったわけですけども、最近になって政府の国の法令といいますか、事故繰越については1年度ということになっておったんですけども、こういった状況下の中で、2年ぐらいいは見てもらえるような情報といいますか話も聞いておるんですが、今の段階でそういった決まりといいますか、政府のほうの考え方はどうなっているのか。1年ではちょっと難しいと、事故繰越は。2年ぐらいいは見てもいいんじゃないかというような話も聞こえてくるので、その辺事務を担当している皆さん方はどういうふうな話を聞いておるのかです。その辺のところ。

それから、もう1点は、震災復興の事業としていろんな事業がこれから行われるわけです。

主に建設あるいは土木が大方の事業を仕切っておるわけでありませぬけれども、そこで工事する業者さんについては、いろんな審査があつて心配はないのかなというような感じがいたしております。経営審査、事項証明書なども県に提出したものを我が町に指名願を出す際には添付して、それを調査して、この業者さんだったら大丈夫であらうということで入札参加という形になるんですが、物品とかあるいは、物品、備品ですね。いろいろと契約する相手方業者があるわけですが、そういったときの相手方の会社、契約相手の会社の確認といひますか、それはどのようにこれからとり行つていくのか。要するに、会社の所在が不明、あるいは代表者の存在も確認できない、あるいは反社会的勢力といふかに関係する方々とは、地方公共団体はもちろんのこと契約は禁止されているわけですが、そういったもろもろの審査等はどついった形でとり行つていくのか。その辺のところをお聞かせいただきたい。

○委員長（山内孝樹君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、2件ほどご質問ございましたので、私のほうからご答弁申し上げたいと思ひます。

まず、事故繰越の関係でございますけれども、財務上の原理原則は事故繰越の事故繰越はもうできないといふものは大原則で、これまで推移してまいりました。先般、復興庁の小泉政務官がお越しになつた際も、ぜひ制度の拡充と申しますか緩和と申しますか、事故繰越の事故繰越のほうをぜひ進めていただくような形で検討していただきたいといふ、直接町長からそういう要望書も出しているところでございますけれども、まず今のところ具体的に国のほうから事故繰越オーケーといふ話は聞こえてございませぬので、現在のところ明許繰越で事業が終了しない場合には、事故繰越の方法しか今のところはないと。なおかつ事故繰越をして、事故繰越をもう1年できるのかといふ状況になりましたところ、現在の制度上はまだ弾力には囚られてございませぬので、その段階で事業は打ち切りといふ形をとらざるを得ないといふ形にならうかと思ひます。当然、残つた部分については、翌年度、新年度に改めて予算として計上いたしまして、事業発注をして完了させるといふ段取りで進まざるを得ないといふふうにご存じます。

それから、入札の関係で物品のほうでございますけれども、当然工事関係は三浦委員のご指摘のとおり必要な書類、2カ年度に一遍ずつ必要書類を徴しましてランクづけをいたしてございませぬけれども、物品に対してはそのシステムは基本的にはございませぬので、これから大がかりな備品の発注等が出てくる機会も想定されます。そういった場合、町内、近場の事

業者であれば、当然相応の判断もできるわけでごますけれども、一般競争入札で地域制限を広くとった場合、当然不明な事業者も入ってくることも予想されますので、その際の検討の仕方については、もう少し具体のどういった形で制限をしていったらいいのか、また例えば暴力団等の非社会的勢力の方が入ってくることも予想されますので、その件については当然、ただいま住宅の関係で暴力団の排除等の条例も中にございますけれども、そういった手法も少し検討しながら、きちんとした形で町でも発注体系を整えなくてはならないんじゃないかなというようには考えてございますけれども、今この場の答弁ではその具体についてはなかなか申し上げられないのでございますので、その点は少し検討課題とさせていただきたいと思えます。

○委員長（山内孝樹君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院の関係ですけれども、病院の月報を出しまして、今年度10月まで1億9,000万円強の現在資金不足が出ているという内容でございます。この辺につきましては、新病院になってもその経営的に現在の経営のマイナス面が引きずることのないようにということで、現在県のほうにもそれを何とか引きずることのないように資金を見てほしいという内容で今お願いをしているところでございまして、まだはっきりしていませんけれども、今、地域医療再生基金のほうで若干の経営の内容は見てくれるような状況の話は聞いておりますので、若干、開業というか新病院が開けるまでには、以前にお話した大体1年で2億5,000万円の資金不足が出て、4年で10億円ですよという話をしていますけれども、それからは若干減ってくるのかなというふうには思っております。

それで、あと新病院の経営の趣旨の内容について予想して出してほしいということでございますので、これについてはいろいろなことが考えられますけれども、一応こちらとして考えられる対策とかを考えまして、いずれそのお示しをしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 先ほども言いましたように、病院の経営については、米山病院と2カ所だから赤字はやむを得ないみたいなその都度の答弁でありまして、私とすれば新しい病院が建てば黒字経営になるのかという希望といいますか、期待といいますか、持っておったんです。ですから、多分黒字になるだろうということで、新しい病院が早く新築されて黒字にしてほしいという思いの中で、であればどういうふうな見込みを今のうちに立てられるか、それを出してほしいということなんです。それでも赤字といたら、今までの答弁はどうなりま

す。その都度、その都度の言いわけにしか聞こえてこないんですから。そうじゃないんでしょう。やっぱりきちんとその答弁したことの責任を持ってやってもらわなくちゃ困るということ。それで、出せないんですか、出すんですか。

それから、事故繰越の事故繰越は今のところだめだと。それで、新しい年度に新しい予算。その新年度の予算というのは、それも復興予算にできるんですかということ。要するに、事故繰越ができない場合は返上するという原則があるわけです、基本的な。そうしたら、なに新しい年に新しく予算をとれてやれるならば、何ぼでも事故、事故でやっても構わないんじゃないかということになるし。ただ私が懸念しているのは、その事故、事故。本来は認めてほしいんですけども、安易にそれを認めた場合、今度は業者さんがそれを見込んで工期というものも考えてくるんじゃないかなという懸念もあるわけですよ。だからその辺、どちらがいいかということは難しいんですけどもね。要するに復興ですから、復旧ですから、一日もこっちは早くやりたいわけです。やってもらいたいわけですよ。だから、その辺の右を見れば、あるいは左を見ればどうのとなるんですけども、いずれにしても一日も早くやってもらうためには、その事故繰越を行わないようなやり方をしてもらわなければならないんじゃないかなということです。

それから、言いそびれましたけれども、建設課長さん、大変な事故が起きてしまって、本当にお見舞い申し上げます。これ、また同じ建設コンサルタントの方にお問い合わせするんですか。そういったときの、何というか事故というか、前者も「誰が悪いんだべね」というような話なんだけれども、そこら辺の責任所在というか、どうなんですかね。そのコンサルタントさんにはコンサルタント料は払うんですか。そんなの全然、コンサルトやったけれども失敗したと。そういう方々様のところにお金払っていいんですか。その辺なんです。どういうふうなその責任といいますか、こういうのを認められたら、何ぼでもやりますよ。そのために我々がいるんですから。選挙を経て、チェック機能として。そうじゃないですか。何でもよかれじゃ、我々はいら必要ありませんよ。

それから、私は物品と言いましたけれども、物品、まあいいでしょう。結局、その契約する相手方の所在というか存在というか、結局わからないで、町として契約ができるのかということなんです、私の言いたいことは。だから前にも言ったように、今回は言わないと思っていたんだけど、戸倉のゴルフ場建設予定地のネルソンキャプタルパートナーズ。会社の存在もない、社長の存在もない。そこと町が契約できますかということなの。できないんですよ。最後まで、その社長さんの存在の確認はとれなかった。だから、今後もいろんな業

者さんと、物品という言葉で出しましたけれども、やはりきちっとした会社と、それを今のところその調査するなにかないと言いますけれども、なくてはだめですよ。

それで、例えばそういった方々と町が契約した場合に、何と申しますか処罰という言葉は合わないかもしれないけれども、こういったものを無効とかどの段階でその不成立になるのか。知らないで契約してしまったと。例えば、反社会的勢力だとか、町として、地方公共団体として契約を結べない方と契約してしまったというときに、それは有効なのか無効なのかということ。刑事罰として何か起きることがないのかどうか。その辺心配しているんです。いろんな業者さんが来ますから、これから。その辺どうなっていますか。

それで、そのチェックをする組織、これはいつごろつくる予定ですか。これ、副町長ですか、担当は。総務課長ですか。どちらだかわからないけれども、そいつ。知らない、知らないでやれば、何でもいいというわけにはいかないんですよ。だから、しっかりとした機関をもって調査をして、町と契約を結ぶというのが、これは大原則でありますので。その辺のところですよ。

○委員長（山内孝樹君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院の収支の関係については、三浦委員が言うようにやはり黒字を目指さなければいけないというのは根本的に当然だというふうに考えております。新病院に関しては、いずれその経営計画というのを立ててお示ししたいというふうに思いますので、いましばらくお待ち願いたいと思います。設計も大体固まっていますので、それに基づきましていろいろ経営計画を立てていく予定にはしていますので、いずれそれをお示しいたします。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 事故繰越の手続については、先ほど総務課長が申し上げたとおり、沿岸市町村同じ課題を抱えておりますので、機会あるごとに国のほうに対して申し入れをしておるんですけれども、先日政務官の際にもさっきお話が出ておりましたけれども、現時点ではなかなか制度の改正までは踏み込んでどうも国は考えていないと。ただ、それは現実的にあり得る課題だという認識はしっかりしていただいています。それで、やっぱりそこで1回閉じて、残った分については、改めてその分については担保していきたいと。その際の申請手続等についても簡素化できるような、そういう形で今検討していきたいというお話はいただいております。

その中で、三浦委員のお話ですと、事故繰越を簡単に認められると、いわゆる工事施工者側

の怠慢が助長されるんじゃないかという懸念でございますけれども、それは当然あってはならないことございまして、我々も工事進行管理委員会というのを設置してございまして、定期的に各発注した工事の進行状況について確認をしながら、場合によっては関係業者も含めて督促をかけて工期内完成という形で進めるようにしてございまして、当然事故繰越と、篤とご案内のとおり事故繰越ですから、まさしくそれに合理的な理由がなければ軽々にできないということでございまして、それは業者側のどう見ても施工上の怠慢というものがあれば、それは業者の瑕疵の分でございますから、別途対応が出てくるだろうというように思います。

それから、物品あるいは備品の購入の相手先の確認でございますけれども、これも契約業者審査委員会の中で、先日も議会でご審議いただいておりますけれども、あの農機具なんかもそうなんですけれども、一般競争入札に付すと。当然、参加条件の中で地域制限とか、それから特に近年は過去何年間に公共的団体に納品実績がある者というような、そういう条件なども付しながら、しっかりした社、そういったものに参加していただくということでございまして、それで公募をします。募集があります。募集された業者については、公共工事もそうですけれども、引き続き審査委員会に付されます。それで、今回参加を希望してきた業者が、それぞれ町が出した参加条件、そういったものを具備しているかどうか、書類上に問題がないかどうか、そこを点検して、その上でいいでしょうと。3社がありました。この3社とも、いわゆる適正会議みたいなものがありまして、そこでかかってそれで入札の参加を改めて正式に認めるというやり方でやってきておりますので、今後もそういったことについてはしっかり対応していきたいというように考えてございます。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） コンサルタンの件についてでございますけれども、追加の調査は同じ業者にやらせるのかという1点目でございます。基本的には、契約業者審査委員会にかけないとその辺決められませんので、ここではちょっと発言はできない部分でございますので、ご了解お願いしたいと思います。

それから、先ほども申しましたけれども、策定に伴う測量調査作業につきましては、平成23年の多分7月ころから現地に入って調査をしている状況でございます。その中で、本来であれば委員おっしゃるように、個別に状況を見ながら細かく見て対応するというのが普通の状態だと思うのですが、残念ながらあの状況の中では、ある意味では機械的に業務を発注せざるを得なかったということでございます。それで、考え方とすれば、施設がなくなったもの、

ある意味新たにつくるものですから、そういう箇所についてはボーリング等の調査費を計上しながら契約をしておりますし、それ以外については、特にボーリングとかそういう調査費は計上しておりません。ですから、業者側の瑕疵があったのではないかというご意見でございますけれども、最初からこちらとしてはその成果を求めているので、当然しない仕事にはお金を払っておりませんので、二重の支払いということはありませんので、今回改めてその不足する分の調査を改めてするというごことですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 今の規制では認められないわけだ。事故繰越の事故繰越。それで、できなかった場合は新しく新年度に予算をとるといようなお話でしたので、その予算はどこから来るのやということ。新たにまた出てくるのかということ。また復興予算としてもらえるのかということ。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。私が答える部分でした。申しわけございません。

災害の補助金の申請の仕方でございますけれども、基本的には実績で申請をするということになっております。当初、例えば10億円予定していて出来高が5億円しかなければ、5億円の補助金申請という形になります。ですから、もしことし5億円をして、残り5億円がまだできていないということになれば、来年改めてその5億円については申請をして、補助金の授受をするという形になります。済みません。工事を改めて発注した場合は、その工事の出来高に応じて補助金をいただくこととなりますので、今回事故繰越ができないということで工事を打ち切れれば、そのかかった費用の工事費分だけの補助金申請になります。それで、改めて、例えばですけれども、来年新たに工事を発注し出来高が出た場合は、その出来高でもって補助金を申請するという形になります。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 私は、何が何でも事故繰越の年度内に終わらせなければその補助金は来ないものだと思っていました。お返ししなければならぬと。だから、何が何でもやらなければならぬという認識でやったわけ、事故繰越の場合は。そうなってくると、その事故繰越の年度内で完了した分だけ補助金をもらって、残った分については新年度の予算ということですね。そうすると、別に業者さんに見れば、事故繰越の事故繰越を認めてもらえなくたっていいんじゃないのですか。そういう理屈にならないでしょうか。私は、そういうことをな

くすために、事故繰越を単年度じゃなく複数年数にまたがるということで今政府のほうでも考えているんだという話を聞いたものだから、これはいいことだなと解釈したわけですが、その分出来高でもらって、残った分は事故繰越で、年度で終わらなくてもそれじゃあいいということになりますかね。なるんでしょうな。その辺なんですよ。何かペナルティーか何かあるのかということ。言っている意味わかりますか、私の。（「わかりますよ」の声あり）そこなんだ。それじゃ、それが認められるのであれば、何も今言ったように政府にお願いしている、政府が出そうとしていること、なくてもいいんじゃないのかということを行っているんですよ。おかしいよね、これ。どっちをとったらいいか。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 三浦委員、かねてから事故繰越の事業について大変ご懸念ご心配をいただいて、再三にわたってそういうご認識でのご発言だったんだろうなというふうに改めて思っていますけれども。とはいえ、やはりそこには合理的な理由がなければ、国としても事故繰越でどうしてもその期限内でできなかったものを翌年度で必ず担保しますよ、認めますよということではないんですよ。そこにはいわゆる事故繰越ですから、あくまでも。篤とご案内のとおり制度的には。そこには事故繰越としてあり得る相当な理由、例えば率直に申し上げますと、これからいろいろ検討させていただきますので、今議題になっています細浦関係、これもう一度設計をし直して県と協議の中でやって、終わりません、無理ですということになれば、もしこれが事故繰越にかかっていた分の事業であったとすれば、じゃあこの分については当初採択した分の範囲内で出来高で認めましょうと。新たな事案の調整のために出てきた分については、では新年度で新たな事業としてそこは申請して、採択して、そこは災害復旧事業として支援をしましょうということ、やっぱりそこには相当の合理的理由がないと。それは業者がいわゆる甘えみみたいな形で、「いや、そっちもこっちも現場を持っているので、とてもできませんでした」なんていう話では、それは認められる話ではございませんので、そうなれば例えば町としても指名停止なんかの対象にも当然なってきますし、そこは厳格にやっていく必要はあるということでございます。

○委員長（山内孝樹君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、復旧・復興事業の進捗についての質疑を終わります。

次に、その他に入りますが、その他として確認したいことがあれば伺ってください。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思います。

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時55分 閉会